

ISFJ2014

政策フォーラム発表論文

# 産業活性化のための法人減税<sup>1</sup>

---

## 生産性と投資から見た企業レベルの 実証分析

慶應義塾大学 土居丈朗研究会 財政②分科会

佐久間隼 唐木恵理 川島直子

玉井大翔 林嵩大 森泰子

2014年11月

---

<sup>1</sup> 本稿は、2014年12月13日、12月14日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、土居丈朗教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 要約

2014年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太の方針）」において、2015年度からの「法人実効税率引き下げ」が閣議決定された。しかし、税率や課税ベース拡大案などの詳細に関する議論は未決定となっている。本稿では、税率や課税ベースについて具体的な方針を分析していく。先進諸国並みの法人実効税率 20%台を実現するという目標を受けて、本稿では法人実効税率を 29.62%(国税である法人税を 25.5%から 20.5%に引き下げることにより算出した税率)に引き下げるとし、その上で分析を行っていく。

本稿が行う分析は主に 2 つの部分に分けられる。法人実効税率引き下げが産業の活性化を促すことを証明すること、そして、法人実効税率を引き下げながらも法人税収の減少を押さえる効果的な課税ベースの在り方を分析すること、である。

第 1 章では日本の法人税の現状について、国際比較や課税ベースなども含めながら説明する。日本の法人実効税率を見ると、国税としての法人税と地方税としての事業税・法人住民税の税率の合計は東京都で 35.64%となっており、海外諸国(OECD 平均 25.48%)と比較しても高いということを述べる。欠損金の繰越控除制度、受取配当金の益金不算入、租税特別措置、外形標準課税、法人住民税の均等割、などの課税ベース拡大の議論についても言及する。

第 2 章では、本稿の参考とした先行研究について述べる。第 1 節の生産性の指標に関する先行研究では、生産性の指標として全要素生産性(TFP)を導入し、その計測方法を説明している。第 2 節の税制が投資に及ぼす影響に関する先行研究では、Q 理論やキャッシュ・フローの観点から産業別に投資関数を推定した結果、法人税制の引き下げが投資の増加に寄与していることが示されている。これらの先行研究を踏まえたうえで、本稿では生産関数と投資関数を推定し、企業の成長率の推計を目指すことを独自性として述べる。

第 3 章では、法人税率引き下げが個々の企業に与える影響を細かく分析するため、企業レベルのデータを用いて生産関数と投資関数を推定する。生産関数は TFP を含むコブ・ダグラス型を使用する。投資関数は Tax-adjusted Q とキャッシュ・フローの 2 つの観点から法人税率引き下げの効果を説明できるモデルを用いる。

第 4 章では、前章で算出した生産関数と投資関数を用いて、法人税減税後の 2020 年における経済成長率のシミュレーションを行う。まず、法人実効税率引き下げが成長率を向上させることを示し、次に、その引き下げを行った場合に起こる産業活性化の影響を考慮した上で課税ベース拡大案を示す。

第 5 章では、分析の結果を踏まえたうえで、本稿での政策提言を示す。前章までのシミュレーションに基づき、産業活性化における法人実効税率引き下げの必要性を提言する。その後で、3つの課税ベース拡大案を比較することで、効果的な課税ベース拡大の方向性を提言する。

(キーワード：法人税、産業活性化、Tax-adjusted Q)

## 目次

### 序章

## 第 1 章 法人税制の現状

- 第 1 節 (1. 1) 法人税率引き下げに関する議論
- 第 2 節 (1. 2) 諸税目における法人税の位置づけ
- 第 3 節 (1. 3) 法人税に関する国際比較
- 第 4 節 (1. 4) 課税ベースの概要
  - 第 1 項 代替財源の議論
  - 第 2 項 課税ベース拡大案の議論

## 第 2 章 先行研究

- 第 1 節 (1. 1) 生産性の指標に関する先行研究
- 第 2 節 (1. 2) 税制が投資に及ぼす影響に関する先行研究
- 第 3 節 (1. 3) 本稿の独自性

## 第 3 章 生産性と投資についての関数モデルの推定

- 第 1 節 (1. 1) 関数モデル
- 第 2 節 (1. 2) 生産関数の推定
- 第 3 節 (1. 3) 投資関数の推定

## 第 4 章 成長率と法人税収のシミュレーション分析

- 第 1 節 (1. 1) 分析の方針
- 第 2 節 (1. 2) 成長率のシミュレーション
  - 第 1 項 現行税率下での成長率シミュレーション
  - 第 2 項 法人減税下での成長率シミュレーション
- 第 3 節 (1. 3) 法人税収と課税ベースの分析
  - 第 1 項 課税ベース拡大パッケージ
  - 第 2 項 分析手法・分析結果

## 第 5 章 政策提言

- 第 1 節 (1. 1) 産業活性化のための法人減税
- 第 2 節 (1. 2) 効果的な課税ベース拡大の方向性
- 第 3 節 (1. 3) 今後の課題

### 補論

### 先行論文・参考文献・データ出典

# 序章

---

2012年12月に発足した第2次安倍政権が主導する政策「アベノミクス」の中で三本の矢が発表されてから、様々な政策が実行されてきた。三本の矢の中の第一の矢、第二の矢は、順に大胆な金融緩和と機動的な財政出動である。前者に関しては、日本銀行が早期での2%の物価上昇実現を目標に、マネタリーベースを2年で2倍に増やすという「異次元の金融緩和」を打ち出し、デフレ脱却を狙うものである。後者に関しては、13年2月時点で13兆円に上る補正予算を組み、公共事業・復興事業に充てることで短期的な財政刺激、中期的な財政再建を狙ったものである。

翻って第三の矢は、民間投資を喚起する成長戦略であり、成長のカギを握る抜本的な改革とされている。これは、短期的な経済政策である第一の矢、第二の矢と異なり、日本の長期的な安定成長を見据えて、日本企業の生産性をより高め、民間投資を喚起することで経済の成長を促していこうとするものである。政府は、長年の懸案だった法人税改革、そして岩盤規制の改革を通して、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すとしている。この中でも、法人税改革は、日本企業の競争力を高めていく上で不可欠である。

日本における現行の法人税率35.64%(東京都に本社を置く企業の場合)は、OECD平均である25.48%と比較して、先進国の中でも高い税率に位置する。これは、特にアジアの各国間で勃興する立地争いにおいてその競争力の向上を妨げるだけでなく、企業にとって負担が大きく、税率の引き下げは急務だと考えられている。諸外国に目を向けてみると、英国、ドイツ、香港、シンガポールなどの国で、法人税率引き下げ競争が進んでいる。法人税率引き下げは、立地競争力の強化による企業の生産性の向上が期待できる。しかし、日本の法人税率は依然として高止まりしており、経済産業省の「通商白書2012」によると「税制(28.3%)」は「円高(49.2%)」「人件費(39.5%)」「エネルギー供給(37.9%)」に次いで、国内企業の海外流出の大きな原因であり、税率引き下げが望まれている。

だが、法人税率を下げる際に問題となるのが税収の減少である。財政赤字を抱える日本にとって、税収の減少を伴う法人税改革は困難な課題であり、課税ベースを広げることによる「広く薄い」税制が求められる。実際ドイツや英国では、減価償却制度の廃止・縮小や営業税の損金不算入など課税ベース拡大とともに法人税率引き下げが実施されてきた。

上記を背景に、日本政府も2014年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」において2015年度から法人実効税率を数年度で引き下げることが閣議決定した。しかし、その税率や課税ベース拡大案などの具体的な税制パッケージは未だ十分に示されていない。このような疑問を出発点として、本稿では法人実効税率引き下げが産業活性化に寄与することを分析する。加えて、それが2020年度に基礎的財政収支(プライマリーバランス)を黒字化するという財政全体の目標を踏まえ、法人実効税率引き下げによる産業活性化の影響を考慮した上で効果的な法人税の課税ベース拡大案を提示する。

# 第1章 法人税制の現状

---

## 第1節 法人税率引き下げに関する議論

政府は、2014年6月に出された「経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針）」の中で、法人税率引き下げを進めて行くことを以下のように明記した。

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

また、政府税制調査会では、同年6月において取りまとめた「法人税の改革について」の中でも、以下のように述べられている。

課税ベースを拡大し、税率を引き下げることによって、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくことである。（中略）近年、法人税改革に取り組んできた諸外国においても、税率引下げと同時に課税ベースの拡大を行い、その結果として産業の新陳代謝が行われやすい環境を作ってきた。少子化・高齢化が急速に進むわが国においては、産業の新陳代謝を促して国内に稼ぐ力を持った企業を多く作っていくこと、また新規開業を促すこと、そして結果的に生産性を高めていくことの重要性はきわめて高い。

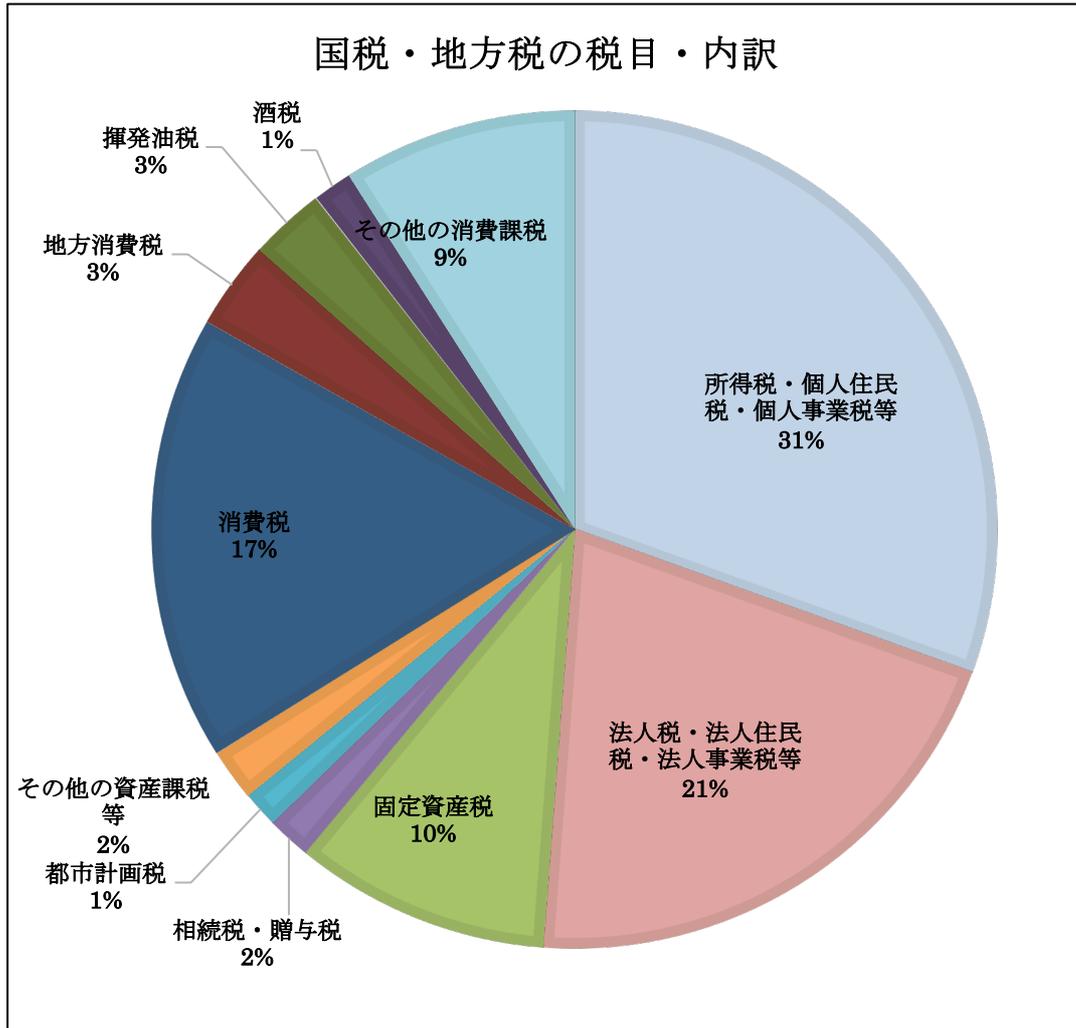
以上のように、政府は法人税率引き下げを成長志向の改革として決定した上で、課税ベースの拡大を同時に行い、“広く薄い”法人税のあり方を探ろうと議論している。

## 第2節 諸税目における法人税の位置づけ

産業活性化と財政健全化を同時に達成するための法人税制パッケージを探る上で、我が国の法人税制の概要と諸外国の現状も理解することは重要である。このような認識に立ち、本節と以降第3節、第4節で日本の法人税制の現状を整理する。

図表 1-1 は、我が国の国税・地方税の税目ごとの税収割合を表したものである。

図表 1-1



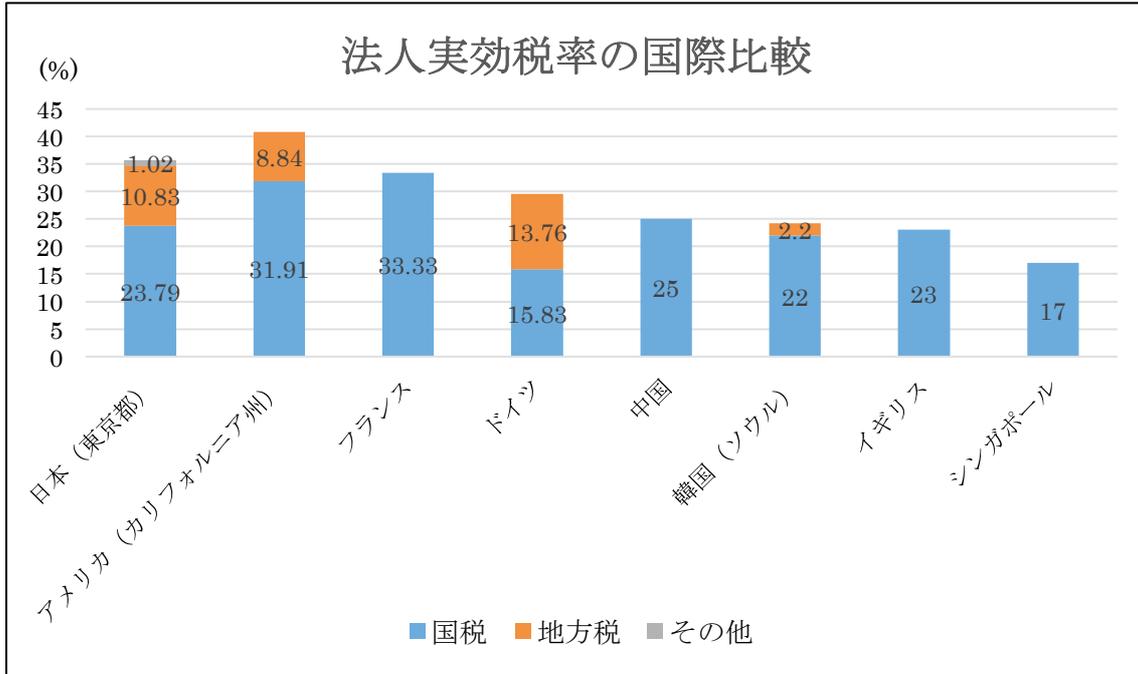
(出典) 財務省 HP「国税・地方税の税目・内訳」より 筆者作成

これを見ると、法人所得課税による税収は 2 割以上を占めており、基幹税の 1 つであることが分かる。

### 第3節 法人税に関する国際比較

図表 1-2 は、法人実効税率の国際比較である<sup>2</sup>。法人実効税率の定義は国によって異なるが、日本における法人実効税率とは、国税としての法人税と地方税としての事業税・法人住民税の各々の税率を足し合わせたものに、前期の事業税が損金算入されることを加味したものを指す。

図表 1-2



2014年3月現在

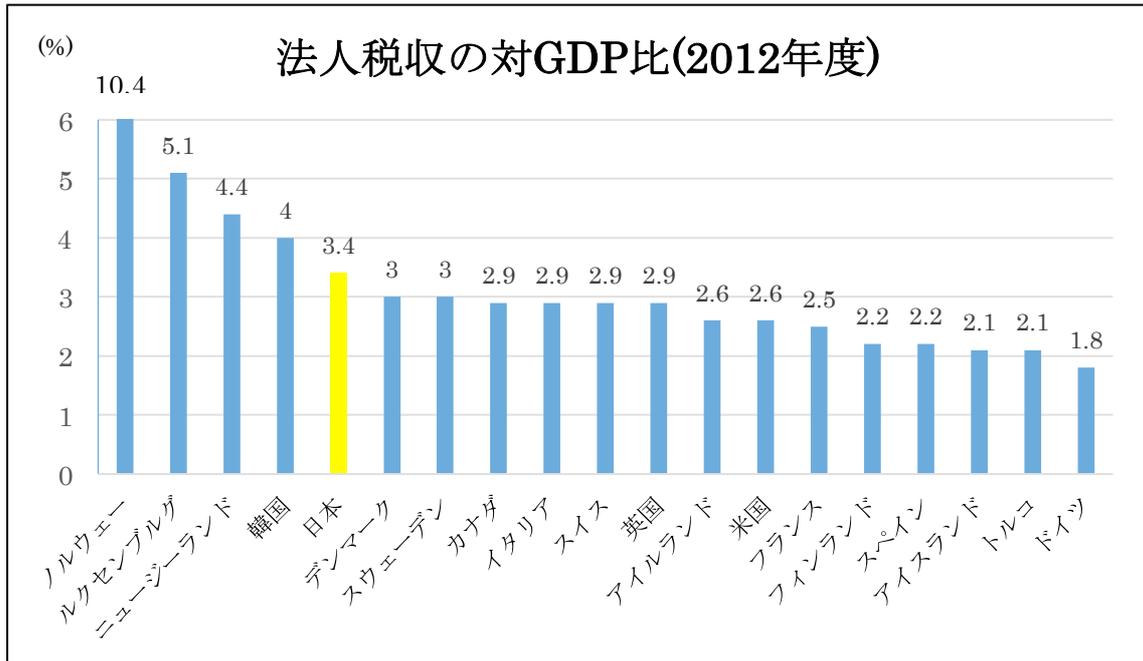
(出典) 財務省 HP 「わが国の税制の概要 (法人税など (法人課税))」より筆者作成

海外では法人所得課税を地方税として課税している国が少ない中で、日本は、地方自治体による法人所得課税の割合が高く、諸外国とは異なった構造を持つ。日本の法人所得課税は、法人税・事業税・法人住民税の3つが存在し、このうち法人税のみが国税として扱われ、残り2つ (事業税・法人住民税) は地方税としての扱いになっている。これらの法人住民税及び事業税の税率については、各地方公共団体が条例によって一定の制約のもと、独自に税率を決めることが可能となっており、自治体ごとに異なる。東京都の場合、26年度以降の実効税率は35.64%となっている。

以上のように、各国の例を挙げて法人税の実効税率について比較してみると、日本は実効税率では国際的に見ても高止まりであること、また、地方による法人所得課税の割合も高い、ということが特徴に挙げられる。

<sup>2</sup> ここでいう法人実効税率とは、法人所得に対して課される法定税率に基づき控除等の影響を考慮した税率を指す。経済学的には、法人所得に対して実際に支払った税額の比率を実効税率とも称するが、本稿では、今日の法人税改革での議論で用いられている用語法に従うこととする。

図表 1-3



(出典) OECD, "Revenue Statistics(2012)" より筆者作成

図表 1-3 は、各国の法人税収を対 GDP 比で表したものである。日本は対 GDP 比 3.4% であり、ノルウェー、ルクセンブルク、韓国、ニュージーランドよりは低い位置にあるものの、国際的に見れば日本の法人税収の対 GDP 比は大きいといえる。なお、データの年度である 2012 年は、法人税率が 30.0% から 25.5% まで引き下げられた年であるが、それでもなお、他の先進国と比べると高い水準である。

## 第4節 課税ベースの概要

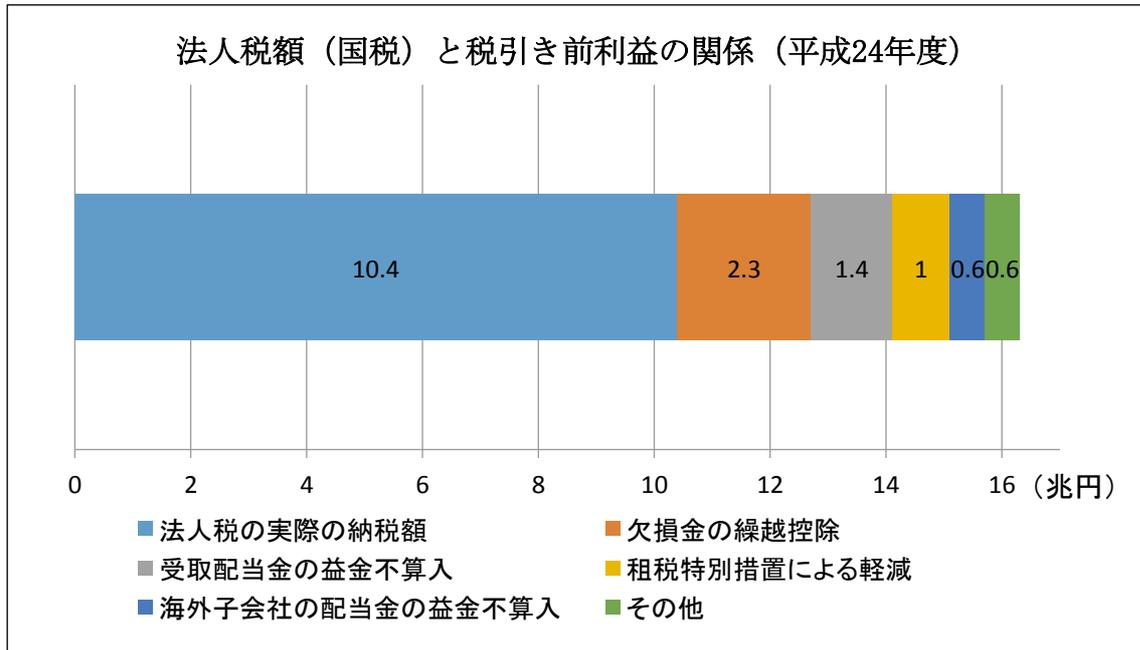
### 第1項 代替財源の議論

序章でも述べたとおり、法人実効税率引き下げによる日本の立地競争力と企業の生産性の向上は日本の長期的な安定成長のために必要である。しかし、法人税減税と税収確保とのバランスを図っていくことも考慮する必要がある。法人実効税率の引き下げによって 1% あたり最大で 4,973 億円もの減収が想定されており<sup>3</sup>、先進諸国並みの 20% 台の法人実効税率を達成した際には最低で 2 兆円もの減収を覚悟する必要がある。ここからは、法人減税による減収をいかに少なくするかという観点から代替財源について整理する。

まず、法人税制には企業が法人実効税率通りの法人税負担を軽減できる様々な減税制度が存在する。図表 1-4 は軽減措置がない場合の納税額と実際の納税額の内訳を表している。この図から軽減措置がない場合は 16.3 兆円の法人税収が得られるが、実際の納税額は 10.4 兆円に留まっていることが分かる。税負担軽減額が最も大きいのは税務上の欠損金の繰越控除で 2.3 兆円になる。次に減税金額が大きいのが受取配当金の益金不算入で 1.4 兆円、以降租税特別措置で 1.0 兆円、海外子会社配当金の益金不算入で 0.6 兆円、その他で 0.6 兆円と続く。

<sup>3</sup> 財務省「参考資料〔法人課税関係〕平成 26 年 3 月 12 日」

図表 1-4



（出典）財務省「税制調査会（法人課税 DG②）〔課税ベースの拡大等〕」より筆者作成

以下、法人税の税負担軽減措置を詳述するとともに、課税ベース拡大案の議論の方向性も整理していく。

## 第2項 課税ベース拡大案の議論

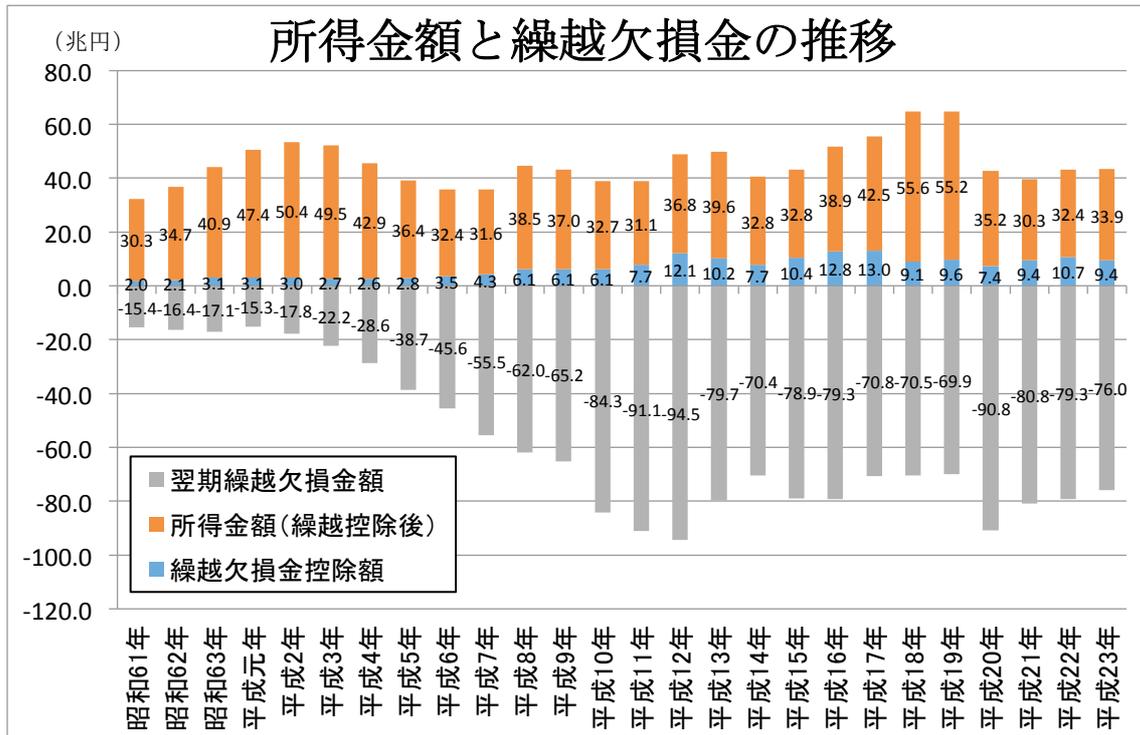
### 1・欠損金の繰越控除制度

欠損金とは、各事業年度の所得計算において、損金の額が益金の額よりも大きくなった場合の益金の額を超える部分の金額を指す。欠損金の繰越控除制度は、ある事業年度に発生した欠損金を、次年度以降に繰り越して課税所得と相殺することを企業に認めるものである。我が国では、繰越期間は 9 年、控除限度額は繰越控除をする事業年度の控除前所得の金額の 80%<sup>4</sup>相当額とされる。この制度は、毎年安定的に利益を出す企業もあれば、年によって利益の変動が激しい企業もあるという現状の中で、企業間の税負担を公平にするためには赤字が発生した事業年度の前後の事業年度の利益と通算するべきであるという考えに基づいている。

図表 1-5 は所得金額と繰越欠損金の推移を表したものである。ここ数年 10 兆円前後の欠損金が控除されているが、これは控除前所得金額の 4 分の 1 近くにも及ぶ。欠損金は課税ベースを大きく縮小させ、法人税収に与える影響は大きい。

<sup>4</sup> 平成 23 年度の税制改正において法人税引き下げによる財源確保のため、繰越欠損金の控除限度額は繰越控除をする事業年度の控除前所得の金額の 100%相当額から 80%相当額に変更された。中小法人等については、改正前のまま、控除限度額は繰越控除をする事業年度の控除前所得の金額の 100%相当額とされる。

図表 1-5



(出典) 内閣府「財務省説明資料 (法人課税のあり方)」より筆者作成

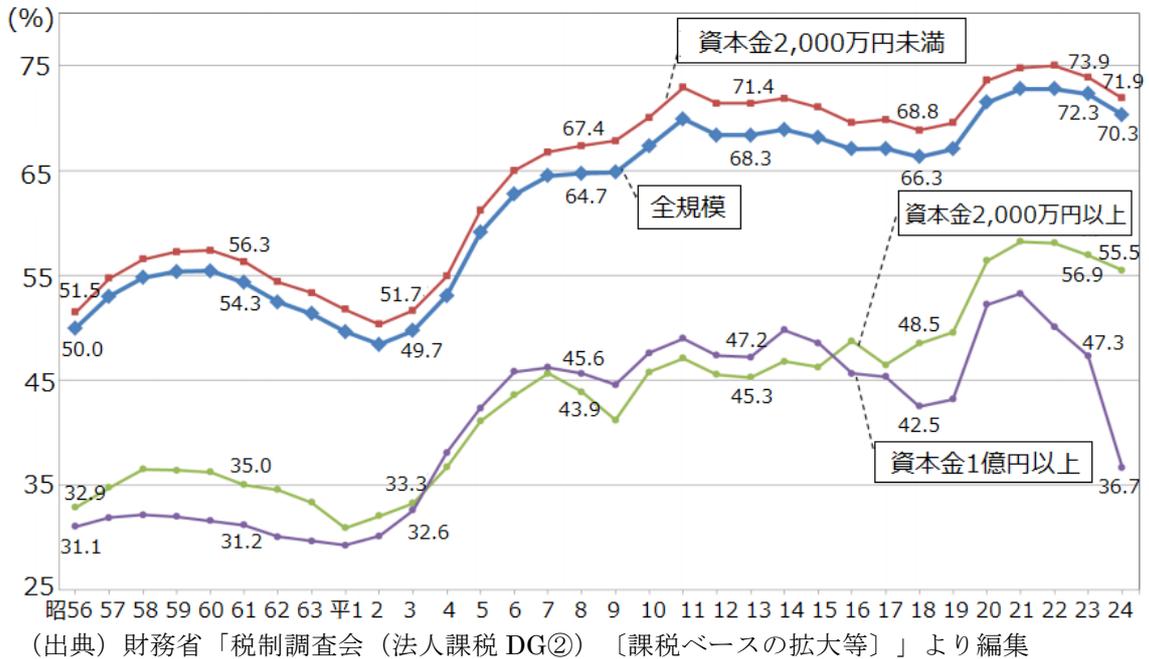
次に欠損法人割合の推移を見ていく。欠損法人は決算上赤字の法人のことで、法人税を納める必要がない。全法人に占める欠損法人の割合は、ここ 10 年は 70%前後で推移している。3 割の利益計上法人だけが法人税を負担している現在の法人税制の構造が問題視されている。

資本金別で欠損法人の割合を見ると、資本金が少ない、いわゆる中小法人ほど欠損法人の割合が大きくなっている。平成 24 年度における欠損法人の割合は、資本金 2,000 万円未満で 71.9%、資本金 2,000 万円以上で 55.5%、資本金 1 億円以上で 36.7%である。

2014 年 3 月 31 日の第 2 回税制調査会法人課税ディスカッショングループにおいては、税収安定化を図ると同時に企業の存続・成長を促すために、控除限度額の上限を引き下げ、繰越期間を延ばす等の議論がなされた。

図表 1-6

## 資本金別の欠損法人割合の推移



## 2. 受取配当金の益金不算入

受取配当金の益金不算入は、配当の全部または一部が益金不算入となる制度である。国内企業からの配当の場合、保有割合 25%以上の株式保有ならば配当金の全額が、保有割合 25%未満の株式保有ならば配当金の 50%が益金に算入されない<sup>5</sup>。完全子会社から受け取る配当については受取額の全額が益金不算入となる。また、海外子会社からの配当については海外子会社配当金の益金不算入制度が適用される。25%以上の株式を保有する企業からの配当金の 95%相当額が益金不算入となる。受取配当の益金不算入は国内外に多くの子会社を持つ大企業が多大な恩恵を享受できる税負担軽減制度となっている。

この制度は、配当が法人税の課されたあとの利益から支払われるもので一度課税されているにもかかわらず、配当を益金に算入してしまうと配当を受け取った企業が再び法人税を課されることとなり、二重課税の問題が発生してしまうことに対処したものである。

## 3. 租税特別措置

租税特別措置(以下、租特)とは、何らかの政策目的の実現のために特定の条件を満たした個人・企業に税負担の軽減・加重を行う政策税制措置である。租特のメリットは政策手段の利便性が高いという点が挙げられる。租特は税務申告という既存の枠組みを利用することができる上、条件を満たせばだれでも適用されるという点で、補助金よりも機動性の高い政策手段である。

他方、租特のデメリットは以下の 3 点に集約される。第一の点は、租税原則(公平・中立・簡素)に反するという点である。租特は特定の個人・企業のみが優遇される政策措置である

<sup>5</sup> 受取配当等の益金不算入額の算定式

(関係法人株式等の配当金－関係法人株式等に係る負債利子額) × 100%

(その他株式等の配当金－その他の株式等に係る負債利子額) × 50%

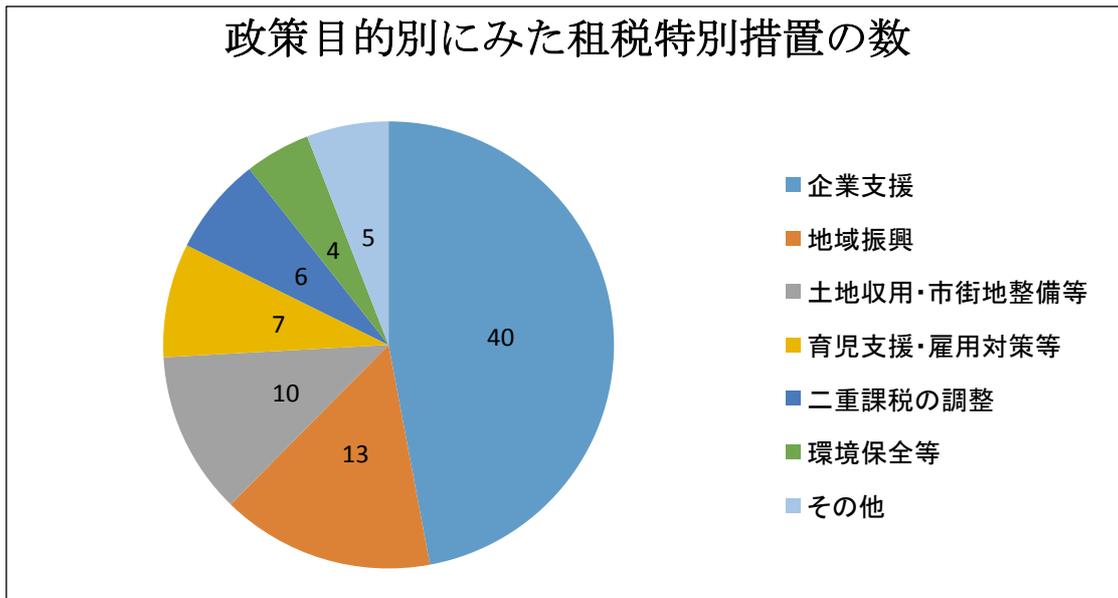
ため、減税の恩恵が偏る上に、市場における資源配分を歪めるという弊害も伴う。また、租特は事務コストを増大させ、税制を複雑にする。

第二の点は、租特は課税ベースを狭め、税収の減少へつながることである。この点は、法人税率引き下げの議論において取り上げられ、本稿としても注目すべき点である。法人税率引き下げに伴う税収減を補填するための財源として、2014年4月14日の第3回法人課税ディスカッショングループでも租特はゼロベースで見直すべきという意見が大半を占めた。今後、議論を進めていく上で租特の適用実態調査を精緻に行い租特の見直しでどの程度財源を捻出できるのかを考慮することは不可欠である。

第三の点は、租特は定期的の実態を調査する制度が整備されておらず、廃止も困難ということである。租特は一度創設されるとそれが既得権益化し、廃止には大きな政治的なコストが伴う。

ここからは、租特の実態について整理していく。まず、租特を政策目的別に分類したものが図表 1-7 である。最多は全 85 項目<sup>6</sup>のうち半数近くを占める「企業支援」で 40 項目である。続いて、「地域振興」で 13 項目、「土地収用・市街地整備等」で 10 項目、「育児支援・雇用対策等」で 7 項目、「二重課税の調整」で 6 項目、「環境保全等」で 4 項目、「その他」で 5 項目となっている。

図表 1-7



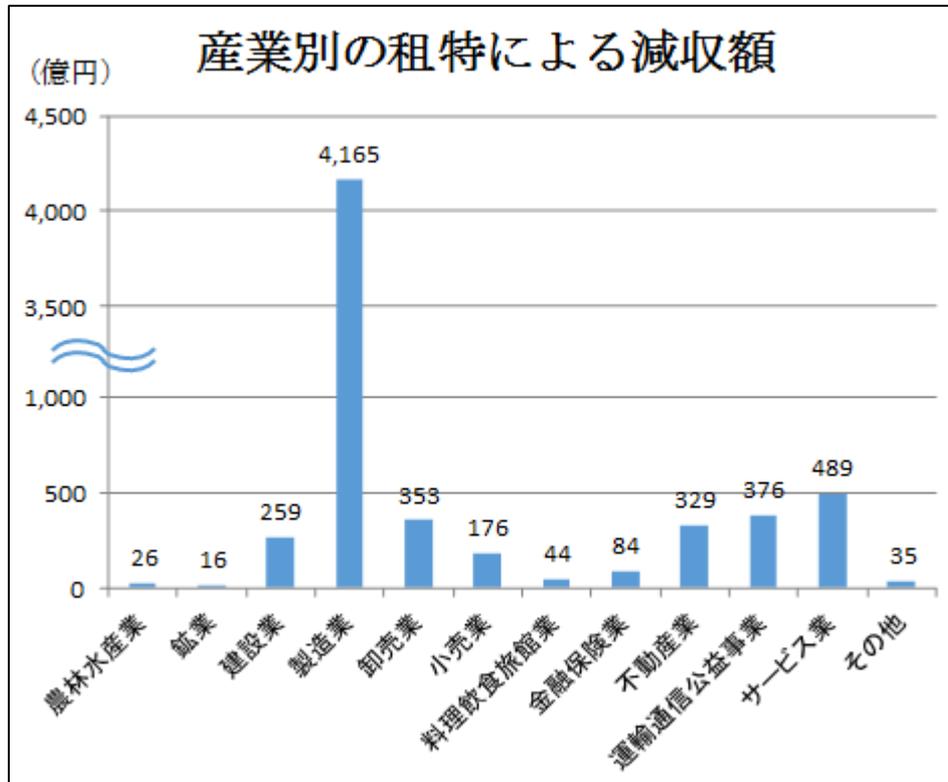
(出典) 立岡健二郎『租税特別措置の実態と分析-租特による減収額は国・地方で最大 1.2 兆円-』より 筆者作成

次に、租特がもたらす減収額について見ていく。財務省「税制調査会(法人課税 DG③)〔租税特別措置・加速度償却〕」によると、租特による減収額の合計は 1 兆円程度に上る。図 1-8 は財務省「税制調査会(法人課税 DG③)〔租税特別措置・加速度償却〕」と財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 26 年 2 月)」をもとに、産業別の租特による減収額

<sup>6</sup> 2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までの間に終了した事業年度において適用を受けた法人税関係租特の合計である。

を推計したものである<sup>7</sup>。これを見ると、製造業が突出して多く 4,165 億円もの減収額が発生している。次いで、サービス業による減収額が 489 億円、運輸通信公益事業が 376 億円と続く。さらに、製造業の中での減収額を表しているのが図 1-9 である。化学工業(1,304 億円)、輸送用機械器具等製造業(667 億円)、機械製造業(335 億円)に対する租特の減収額が多いことを示している。

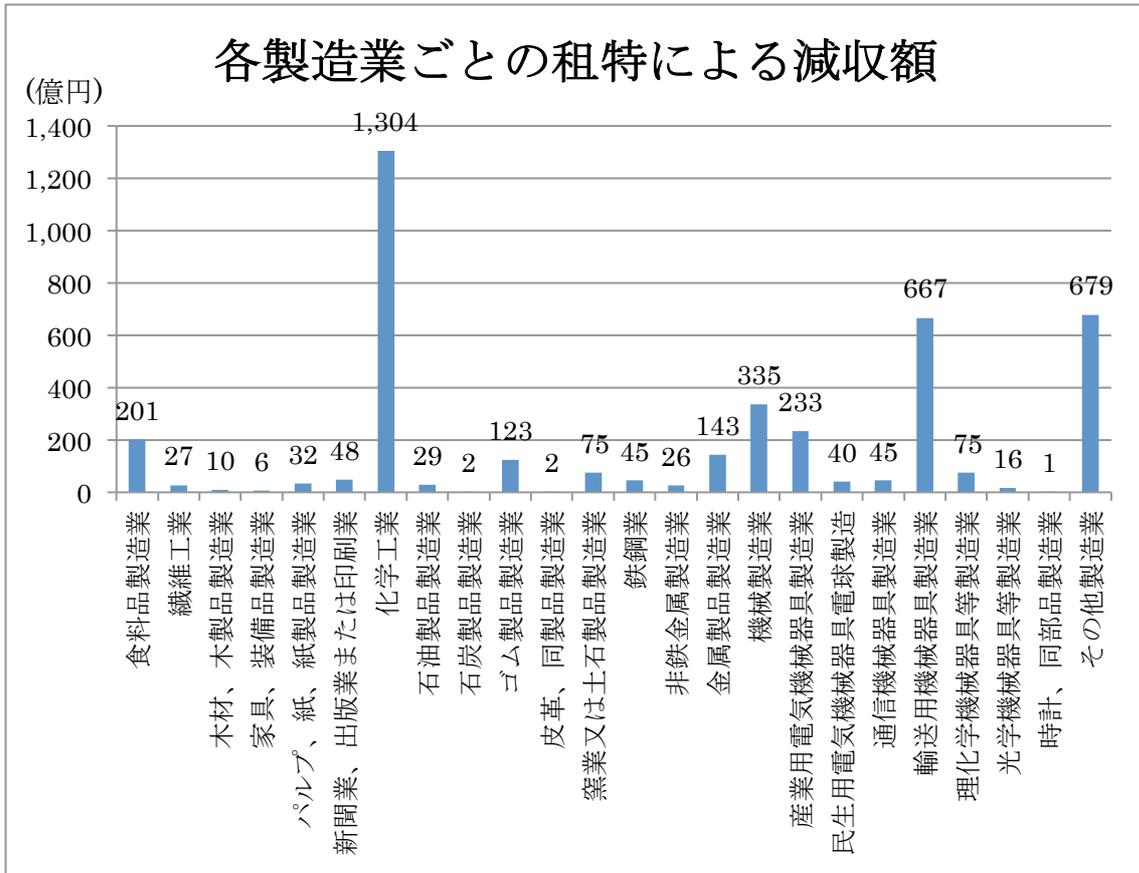
図表 1-8



(出典)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 26 年 2 月)」  
財務省「税制調査会(法人課税 DG③)〔租税特別措置・加速度償却〕」より筆者作成

<sup>7</sup>財務省「税制調査会(法人課税 DG③)〔租税特別措置・加速度償却〕」p.4 の「政策税制減収額(目的別の分類)」にある、法人税改革において課税ベース拡大案の対象となると予想される「①研究開発(研究開発税制など)」「②設備投資(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)」「③中小企業等の法人税率の特例」「④中小企業投資促進税制」「⑤中小企業者等の少額減価償却資産の特例」のみを推計対象とした。推計方法は、下記のとおりである。  
産業別の減収額=①による減収額×(ある特定の産業の①の適用額/①の全適用額)+②による減収額×(ある特定の産業の②の適用額/②の全適用額)+…+⑤による減収額×(ある特定の産業の⑤の適用額/⑤の全適用額)  
租特適用額を租特による減収額に直すために上記の方法をとったが、算出した減収額は概算値であることは留意する必要がある。

図表 1-9

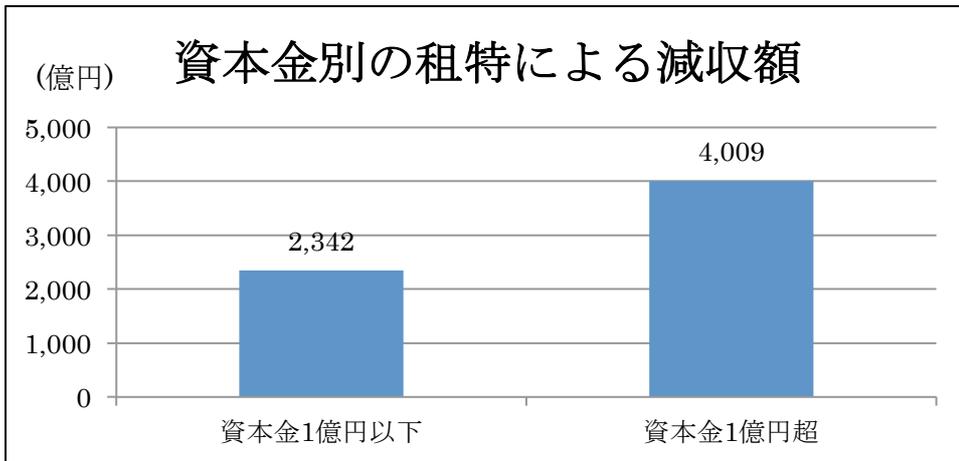


(出典)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 26 年 2 月)」  
 財務省「税制調査会(法人課税 DG③)〔租税特別措置・加速度償却〕」より筆者作成

また、図 1-10 は資本金別に見た租特による減収額である<sup>8</sup>。図より、資本金 1 億円以下の企業は 2,342 億円の減収を発生させているのに対し、資本金 1 億円超の企業に対する租特は 4,009 億円の減収を生じさせることが見て取れる。このことから、租特による恩恵は大企業の方が多く受けているといえる。

<sup>8</sup> 資本金別の租特による減収額の推計も業種別の租特による減収額の推計方法に準ずる。

図表 1-10



(出典)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 26 年 2 月)」  
財務省「税制調査会(法人課税 DG③)〔租税特別措置・加速度償却〕」より筆者作成

#### 4. 地方法人課税の見直し

地方税としての法人所得課税には、事業税と法人住民税の 2 つがある。地方法人課税による税収は法人税率全体の 3 分の 1 を占めており、課税ベース拡大の議論の対象となっている。

##### ・事業税の外形標準課税

平成 16 年 4 月 1 日から導入された外形標準課税(付加価値割と資本割)は、事業税の税額を算定する課税方式である。事業税とは、地方自治体が課す事業税のうち、法人の事業に対して課される税である。各企業への課税額は、法人の事業活動の規模や活動量を課税標準として決められるため、この課税標準を可能な限り適切かつ明確に表すことは不可欠とされている。

しかし、従来の事業税の課税標準の指標とされていた要素は法人の所得であった。これは事業活動の規模と必ずしも一致するわけではない上に、地方自治体の税収が景気に左右されやすい不安定なものになってしまう。これらの理由により、外形基準の改正が議論されてきた。

この議論を受けて今回導入された外形標準課税は、外観から客観的に税額を算定することが出来る方式であり、事業所の床面積・従業員数・資本金および付加価値などが算定に使われる要素となっている。対象について、地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ《事業税の納税義務者等》では、“所得に課税される法人で事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超えている法人”と述べている<sup>9</sup>。

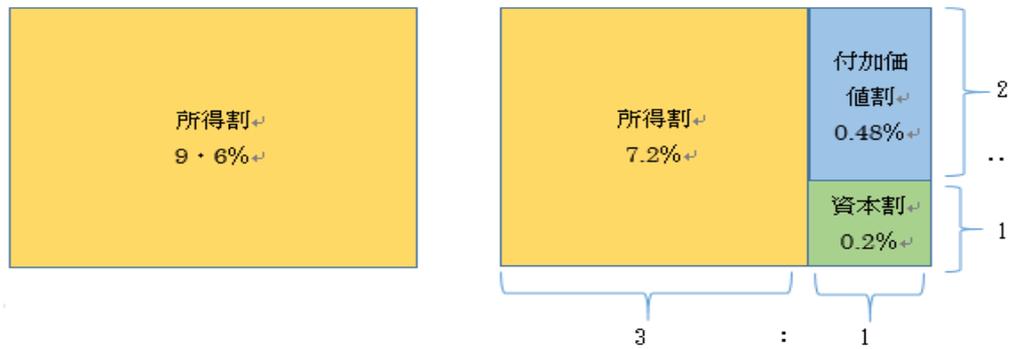
なお、この対象に該当するのは、全法人約 251 万社のうち、約 3 万社である。

図表 1-11 は税率について示したものである。1/4 が外形標準課税、3/4 が所得課税となるよう設計されている。

<sup>9</sup> ただし、公共法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は含まれない。

図表 1-11

外形標準課税導入後の税率



(出典) 総務省 HP「外形標準課税」より 筆者作成

所得割とは、法人の所得に、付加価値割は法人の付加価値額に、資本割は資本金等の額に課税される税率である。

付加価値割額については、

$$\text{付加価値割額} = (\text{収益配分額} + \text{単年度損益}) \times 0.48\%$$

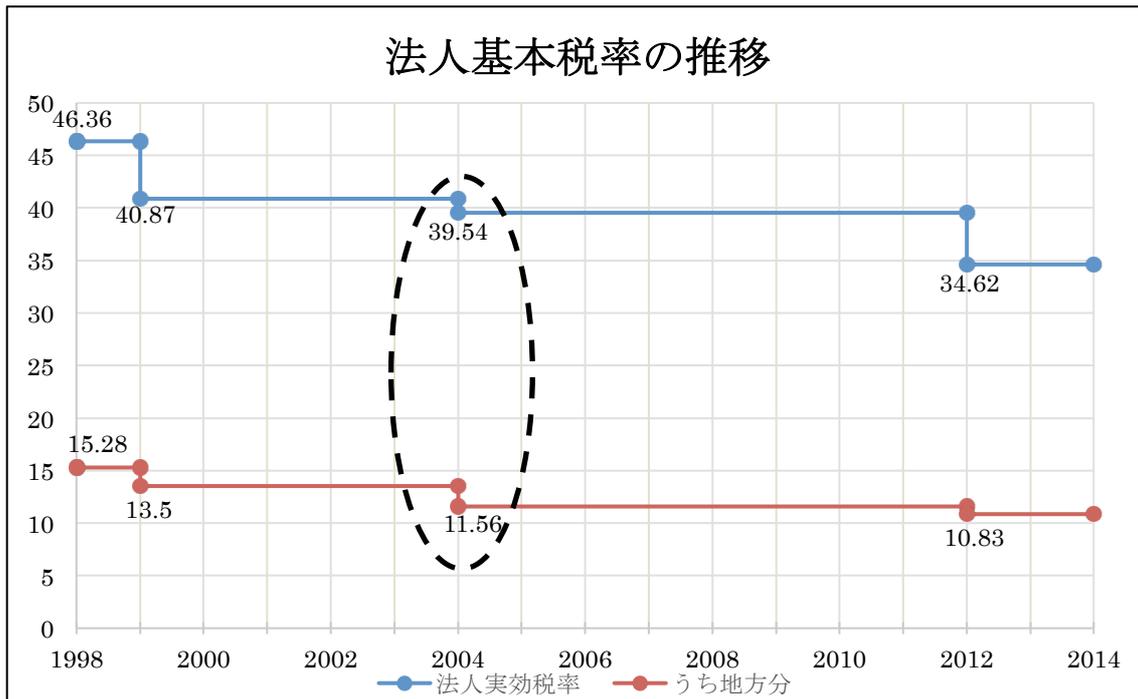
資本割額については、

$$\text{資本割額} = (\text{資本金または出資金の額} + \text{資本金の額または出資金の額以外の金額の増減額}) \times 0.2\%$$

となっている。

図表 1-12 から分かるように、外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は 1.33%低下した。(東京都では 1.36%)。2004 年度において、法人所得にかかる税率を低くした分を、外形標準課税の対象企業を資本金 1 億円超の大企業に適応することで補う形とした。

図表 1-12



(出典) 財務省 HP「わが国の税制の概要(法人税など(法人課税))」より 筆者作成

政府は現在、さらに課税ベースを拡大する方法の一つとして、対象企業を資本金1億円以下の中小企業にまで広げる、ということも考慮している。これに関しては、「広く薄い」税制の実現には近づくが、中小企業の負担が増えてしまうという反対意見もある。

#### ・法人住民税の均等割

法人住民税のうち資本金や従業員数に比して、定額で課税する「均等割」の引き上げも考慮されている。現行の法人住民税の均等割は1社あたり7万～380万円となっているが、政府は2014年10月、2015年度から最低額の引き上げ等を行う方針を示した<sup>10</sup>。これは、赤字企業にとっても増税となる。

<sup>10</sup> 日本経済新聞「法人住民税「均等割」、来年度から引き上げ方針」2014年10月9日付より

## 第2章 先行研究

### 第1節 生産性の指標に関する先行研究

本稿の狙いである民間投資を喚起する法人税制パッケージの構築する上で、民間投資が活発化している状態を生産性が向上している状態と捉える。そこで、生産性を測定するために、本節ではマイクロ・データに基づき生産性を実際に算出している研究を取り上げる。生産性を推計するにあたり、全要素生産性（TFP）を利用する方針を定める参考とした先行研究は、松浦・早川・加藤（2008）である。

松浦・早川・加藤（2008）では、生産性分析を我が国の企業・事業所のマイクロ・データを用いて行っており、生産性の推計方法等にも言及している。ここでは、生産性を“ある一定期間に生み出された生産量と、生産に使用した労働や機械設備（資本）等の投入量の比率で、生産活動の効率性を示す指標である”と定義している。生産性を示す指標として最も簡単で頻繁に利用されるのは労働生産性であるが、必ずしも効率性の改善を観測できない上に、原材料や機械など他の生産要素を考慮できていない。

これらの問題点を克服した生産性の指標としてあげられているのが、全要素生産性（Total Factor Productivity, TFP）である。

TFP は以下のように表される。

$$\text{全要素生産性} = \frac{Y}{X} = \frac{\text{生産量}}{\text{全要素投入量}}$$

全要素生産性は、労働に限らず機械設備や原材料投入も考慮した指標なので、この指標の改善は、物量投入の量や機械設備が不変でも生産が増える、生産効率の改善や技術革新を示すといえる。

全要素生産性の計測方法は以下のように述べられている。

Y を付加価値、X を投入要素、K を資本ストック、L を労働投入とすると、コブ・ダグラス型で定義した生産関数は次のように示される。

$$Y = AX = AK^{\alpha}L^{\beta}$$

このとき、 $K^{\alpha}L^{\beta}$  は全投入要素の集計値なので、

$$A = \frac{\text{生産量}}{\text{全要素投入量}} = \frac{Y}{X} = \frac{Y}{K^{\alpha}L^{\beta}}$$

より、A は全要素生産性であることがわかる。

実際、我々が本稿で全要素生産性を計測する際に用いる式は、 $Y=AX=AK^\alpha L^\beta$ の式の対数をとった以下の式である。

$$\ln Y = a + \alpha \ln K + \beta \ln L + u$$

本稿では、先の定義に従ってこの式の  $a+u$  に相当する分を全要素生産性と定義して使用することとした。

## 第2節 税制が投資に及ぼす影響に関する先行研究

法人実効税率の引き下げが、民間投資を喚起する成長戦略に貢献するか否かを判断するには、法人税率引き下げを考慮できる投資関数の推定が欠かせない。本節では、法人税率の引き下げと投資促進効果との関係を明らかにした先行研究を整理し、本稿の分析の参考とする。

上村・前川（2000）は、 $Q$ 理論に基づいて税制と企業の設備投資との関係を表す投資関数を産業別に推定し、その推定結果をもとに法人税率引き下げによる投資の変化をシミュレーションした。投資関数の推定に際して、全ての上場企業の個別財務データを利用して法人所得税制を考慮した Tax-adjusted  $Q$  を計測している。 $\tau$  を法人実効税率、 $q_0$  を Tobin の平均  $q$ 、 $A_0$  を法人税等負担額の節約分、 $P_{I0}K_0$  を資本ストックの評価額、 $h$  を引当金比率、 $Z_0$  を1単位の投資が生み出す将来の減価償却の割引価値、 $k$  を投資税額控除率、 $p_0$  を生産財価格として Tax-adjusted  $Q$  を下記の通りに定義した。

$$Q_0 = \frac{\{q_0 - \frac{A_0}{P_{I0}K_0} - (1 - \tau h - \tau Z_0 - k)\} p_{I0}}{(1 - \tau) p_0}$$

シミュレーションは産業別に行っているが、これは、産業ごとに調整費用や財務体質が異なり、税率引き下げによる投資促進効果も異なると考えられるためである。シミュレーションの結果、ほとんどの産業で Tax-adjusted  $Q$  が上昇したものの、繊維、紙パルプ、石油石炭、運輸通信では反対に Tax-adjusted  $Q$  減少するという結果が得られた。これら4つの産業では、Tax-adjusted  $Q$  が減少するため、投資率も税制改革前より減少している。Tax-adjusted  $Q$  が上昇する産業においても、投資率の増加には差が生じた。食料品や小売の Tax-adjusted  $Q$  はかなり大きく上昇しているが、投資率の変化率で見ると、精密機械や出版印刷の方が上昇幅は大きくなった。この結果から、法人税率の引き下げによる投資促進効果は産業ごとに異なり、産業によっては法人税率の引き下げが投資促進に至らない産業も存在することが明らかとなった。

上村（2004）は、上村・前川（2000）の研究は高度経済成長期やバブル期のデータが含まれており、法人所得税が設備投資に対して有意な決定力を持つように推定される傾向があると指摘している。これを踏まえて、バブル経済崩壊後のデータを用いて産業別に投資関数を推定し直した。推定の結果、Tax-adjusted  $Q$  にパラメータがプラスに有意でない産業として、「食品」「繊維」「パルプ・紙」「化学」「石油」「その他製造」がある。上村・前川（2000）では、「食品」「繊維」「パルプ・紙」「化学」「石油」「その他製造」の Tax-adjusted  $Q$  のパラメータが有意な結果が得られたことに反する結果となった。これらの産業については、バブル期以降に Tax-adjusted  $Q$  が投資を決定する要因ではなくなってしまうことを示唆している。時系列データの取り方によって Tax-adjusted  $Q$  を通した投資促進効果を測定できないことに留意したい。

上村・前川(2000)では Tax-adjusted Q の定義は

$$Q_0 = \frac{\{q_0 - \frac{A_0}{P_{I0}K_0} - (1 - \tau h - \tau Z_0 - k)\} p_{I0}}{(1 - \tau) p_0}$$

と示されているが、一方で、本間・跡田・林・秦(1984)において提示されている Tax-adjusted Q の定義は

$$Q(0) = \frac{[V_0 A_0 P_L(0) L_0 P_X(0) X_0] / K_0 [ITC(0) b Z(0)] P_I(0)}{(1 - u(0)) P(0)}$$

となっている。本間・跡田・林・秦(1984)では、この Q の定義に含まれる各構成要素を推計する方法を提示し、その推計結果を使用して Q を算出する方法を提示している。

各構成要素とは、企業価値( $V_0$ )、純負債残高( $bP_1(0)K_0$ )、償却対象となる実物資産価値額( $P_1(0)K_0$ )、土地( $P_L(0)L_0$ )および棚卸資産( $P_X(0)X_0$ )の再評価額、投資財価格( $P_I(0)$ )、過去に行われた投資に対する減価償却累計の割引現在価値( $A_0$ )および現在行う投資に対する将来の減価償却による法人税の節約分の割引現在価値( $Z(0)$ )、法人実効税率( $u(0)$ )であり、これらを個別に求めて、Q の推定に利用するという手法である。

さらに上村(2004)では、キャッシュ・フローも企業による設備投資に影響を与えているとして、キャッシュ・フロー型の投資関数も推定している。推定の結果、「食品」「化学」「非鉄・金属」「機械」「電気機器」「自動車」「精密機器」「その他製造業」の投資関数においてキャッシュ・フローのパラメータの推定値が有意となった。このことから、法人所得税の減税が、キャッシュ・フローを増加させ内部留保が高まったことで投資を促進したと述べている。

キャッシュ・フローの増加は、企業の資金全体の増加を通して設備投資も増加させる。設備投資の資金調達にあたり、資本コストが最小なのが内部のキャッシュ・フローであり、この仮説に基づいて行われた研究の 1 つが田中(2006)である。この先行研究を、本稿で法人税率が設備投資に与える影響を見る分析の参考とする。

### 第3節 本稿の独自性

先行研究を踏まえた上での本稿の独自性は 2 点挙げられる。1 点目は、企業別のデータを用いて生産性と投資の双方から成長率の分析を行うこと、2 点目は、法人実効税率引き下げによる産業活性化の影響を考慮した上で効果的な課税ベース拡大案の方向性を示すということである。

我々の研究の最終的な狙いは、我が国全体の成長に与える法人税制の影響についての分析である。しかし、先述の上村・前川(2000)、上村(2004)においては、Tax-adjusted Q を通じて投資関数を推定するまでに留まっており、国全体の成長率の推定にまでは及んでいない。したがって、本稿では、全要素生産性(TFP)を用いた生産関数と Tax-adjusted Q とキャッシュ・フローを用いた投資関数を利用して、法人税率の引き下げが投資に及ぼす影響を、国全体の成長率という観点から分析する。また、TFP を分析する生産関数と Tax-adjusted Q とキャッシュ・フローを用いた投資関数を同時に扱った分析は、これまでに産業別データを使った分析はあっても、企業別にパネルデータで細かく分析している研究は我が国ではないため、この点も本稿の独自性といえる。

また、国の税収を確保することも考慮しながら、分析を進めていく。このため、本稿では、法人実効税率引き下げによる産業活性化の影響を考慮した上で効果的な課税ベース案を探る。これまでに法人実効税率引き下げによる産業活性化の影響を考慮した上での課税ベースの議論は行われていないため、この点も本稿の独自性といえる。

以上のように、成長率上昇を促す法人実効税率引き下げを行いながら、財政健全化を考慮した税制パッケージの策定することが本稿の貢献である。

# 第3章 生産性と投資についての関数モデルの推定

## 第1節 関数モデル

前述の通り、本稿の狙いは我が国の経済成長に対する法人税制の影響についての分析を行うことである。減税後の将来における経済成長率を算出するため、本章ではその推定に必要な現時点での生産関数と投資関数を算出する。

目下検討されている法人税改革は、法人実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大の影響が個々の企業によって異なるため、これらをきめ細かく分析するには、マクロデータや産業別データでなく、企業レベルのデータで分析することが必要である。本稿では、企業レベルのデータを用いて、生産関数と投資関数を推計することにより、法人実効税率の効果を明らかにする。企業別の分析が、本稿での新規性の1つに位置づけられる。本節では成長率の算出モデルを分析する。税金に関しては次章で分析を行う。

本稿では、以下のようにコブ・ダグラス型の生産関数を仮定し、企業別の成長率を算出する。

$$Y = AK^{\alpha_1}L^{\beta_1}$$

$$\frac{\Delta Y}{Y} = \frac{\Delta A}{A} + \frac{\alpha_1 \Delta K}{K} + \frac{\beta_1 \Delta L}{L} \quad (3-1-1)$$

Y : 付加価値額  
 A : 全要素生産性(Total Factor Productivity)  
 K : 資本投入  
 L : 労働投入

さらに、企業別の投資関数を上村 (2004)等の分析で用いられたモデルを踏襲して仮定する。

$$\frac{I_t}{K_{t-1}} = \alpha_2 + \beta_2 Q_t + \gamma \frac{CF_t}{K_{t-1}} \quad (3-1-2)$$

I : 投資  
 K : 資本ストック  
 Q : Tax-adjusted Q  
 CF : キャッシュ・フロー

本章では過去の企業別財務データを用いた企業別 TFP 上昇率の算出と投資関数の推定を目的とし、大きく分けて 2 つの分析を行う。まず、第 2 節において 2009 年から 2013 年分の企業別財務データから生産関数を推定した上で、各年度の TFP から TFP 上昇率 ( $\Delta A/A$ ) を算出する。次に第 3 節において過去 5 年分の企業別財務データを用いて投資率、Tax-adjusted Q、キャッシュ・フローを推計し企業別の投資関数を推定する。

## 第2節 生産関数の推定

本節では、企業の財務データから各々の生産関数を推定し、各年度における TFP を算出する。そしてそのデータを基に、将来推計に用いる TFP 上昇率の算出を行う。TFP の計算には主に 2 通りの手段が取られる。全要素生産性指標 (TFP index) を計算する方法と、生産関数を推定する方法である。しかし我々は次の段階の分析として、法人実効税率が投資に与える影響を観測し、減税後の将来の成長率を算出することを目指しているため、その際に必要となる各企業の生産関数をこの段階で推定しておくことが合理的であろうと考えた。したがって、各企業の生産関数としてコブ・ダグラス型の生産関数を仮定し、その推定を行う。

生産関数の推定にあたっては、企業レベルでの推定を行うため、通常のパネルデータ分析ではなく、Levinsohn and Petrin (2003) 法 (以下、LP 法) を用いる。これは生産関数の推定に通常用いる最小二乗法が含む問題点を考慮した上で考案された手法である。岩崎 (2013) によれば、生産関数を推定する際、誤差項には「分析者には観察できない要因」全てが含まれているが、この中には「経営者には観察可能な生産性ショック」が含まれている。こうしたショックが存在すると、企業は利潤の増加を企図し、労働や中間投入といった可変的生産要素を増やす可能性がある。この時に、生産関数を単純な最小二乗法によって推定すると、説明変数と誤差項が相関を持つことにより、推定されたパラメータがバイアスを持つことになる。この問題を考慮した推定を行うことを可能にしたのが LP 法である。本稿ではこの LP 法を用いて生産関数を推定し、TFP の算出を行うこととした。

### 1. 分析手法<sup>11</sup>

LP 法を用いた生産関数のパネル推定では、「付加価値額」「中間投入」「資本」「労働投入」を用いるため、それらを算出する必要がある。まずは揃えたデータを用いて、各項目の算出を行い、次に Stata を用い、LP 法による生産関数の推定を行った。

#### A) 各項目の算出

##### I. 製造業・非製造業・その他金融業

---

<sup>11</sup>分析で用いた企業の財務データは日経 NEEDS の企業財務データベースから収集した。これは、上場及び非上場で有価証券報告書を提出する一般事業会社 6063 社、銀行 198 行、証券会社 86 社、保険会社 54 社の連結・単独財務データを掲載したものである。これらのデータのうち、分析の都合上、2009 年度から 2013 年度の 5 年間に渡り有価証券報告書を提出していることを条件として篩にかけたところ、一般事業会社 3423 社、銀行 114 行、証券会社 26 社、保険会社 18 社が分析対象として残った。また、一般事業会社については、日経 NEEDS にて入手できる「日経業種コード」に基づいて、「製造業」「非製造業」「その他金融業」の 3 つに分類した。今後の分析は、これに「銀行」「証券」「保険」を合わせた 6 分類の下で行っていく。

## i. 付加価値額・中間投入

まず、内閣府の「経済財政白書」を参考にし、以下の式で名目額を算出した。

$$\begin{aligned} \text{名目付加価値額} &= \text{売上高} - \text{名目中間投入} \\ \text{名目中間投入} &= (\text{売上原価} \cdot \text{営業原価} + \text{販売費及び一般管理費}) \\ &\quad - (\text{人件費} \cdot \text{福利厚生費} + \text{賃貸料} + \text{減価償却費} + \text{租税公課}) \end{aligned}$$

次に、算出された名目額を実質額にデフレートする作業を行った。デフレーターとしては、内閣府の「国民経済計算年報」より得られる、産業別付加価値デフレーター（産業別GDPデフレーター）を産業ごとに適用する。計算式は以下の通り。

$$\begin{aligned} \text{実質付加価値額} &= \text{名目付加価値額} \div \text{産業別付加価値デフレーター} \\ \text{実質中間投入} &= \text{名目中間投入} \div \text{産業別付加価値デフレーター} \end{aligned}$$

## ii. 資本

資本については、当該年度の資本ストックに、産業別の稼働率を乗じる形で算出した。資本の稼働率は、企業別にとることはできないため、鎌田・増田（2001）と森川（2014）の手法を参考にして、日本銀行「短観」のデータをもとに産業別に算出した。また、資本ストックは鈴木（2001）を参考に以下のように算出した。デフレートの際には、日本銀行のデータベースから「企業物価指数」を入手して使用した。

$$\begin{aligned} \text{実質資本ストック} &= (\text{非住宅建物} + \text{構築物}) \times \text{企業物価指数(建設用)} \\ &\quad + (\text{機械装置} + \text{船舶} \cdot \text{車両} \cdot \text{運搬設備} + \text{工具} \cdot \text{備品}) \times \text{企業物価指数(資本財)} \end{aligned}$$

## iii. 労働投入

労働投入については、従業員数に産業別の労働時間を乗じる形で算出した。労働時間も、企業別にとることはできない。よって、産業別の労働時間として、農林水産業以外については厚生労働省「毎月勤労統計調査」より入手した。農林水産業については、総務省「労働力調査」から得た。この労働時間のデータは、一般労働者のものとパートタイム労働者のものの二つがあるので、それぞれを期末従業員数と平均臨時従業員数に対応させて算出した。算出法は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{労働投入} &= \text{期末従業員数} \times \text{労働時間(一般労働者)} \\ &\quad + \text{平均臨時従業員数} \times \text{労働時間(パートタイム労働者)} \end{aligned}$$

## II. 銀行・証券・保険

銀行・証券・保険のデータも、一般事業会社と同様に算出した。

## B) LP 法による生産関数の推計

上記で求めた各項目のパネルデータを用いて、Stata 上で生産関数の推定を行った。「その他金融業」「銀行」「証券」「保険」の4分類を合わせて「金融業」とし、全3分類の下で分析を行った。それぞれの分類によって産業構造の違いがあることなどから、より有意な結果が得られる分析モデルが異なった。以下、使用したモデルを説明する。なお、分析におけるモデルの前提として、

$$Y = AK^{\alpha}L^{\beta}$$

といったコブ・ダグラス型の生産関数を用いた。Stata 上での LP 法の推定はこの関数形を想定している。

① モデル 1

$$\ln Y = \ln A + \alpha \ln K + \beta \ln L + \gamma \ln M + \delta \ln C + \varepsilon_3 D_3 + \varepsilon_4 D_4 + \dots + \varepsilon_{14} D_{14} + u$$

Y:実質付加価値額  
A:技術進歩等  
C:稼働率  
K:実質資本ストック  
L:労働投入  
M:実質中間投入  
D<sub>i</sub>:産業別ダミー  
u:誤差項

モデル 1 は「製造業」の分類の際に用いた。従来 LP 法による生産関数の推計の際に用いられるモデルに、産業別のダミー変数を加えたモデルである。「製造業」の中には、食料品、繊維工業など 13 個の産業分類があることから、これを考慮してダミー変数を設定した。

② モデル 2

$$\ln Y = \ln A + \alpha \ln K + \beta \ln L + \gamma \ln M + \delta \ln C + \varepsilon_1 D_1 + \varepsilon_2 D_2 + \varepsilon_{15} D_{15} + \varepsilon_{16} D_{16} + \varepsilon_{17} D_{17} + \varepsilon_{19} D_{19} + \varepsilon_{20} D_{20} + \varepsilon_{21} D_{21} + \varepsilon_{22} D_{22} + u$$

モデル 2 はモデル 1 の稼働率と実質資本ストックを分離したモデルである。このモデルは「非製造業」における生産関数の推計の際に用いた。そのためダミー変数は式に 8 個組み込まれている。

③ モデル 3

$$\ln Y = \ln A + \alpha \ln CK + \beta \ln L + \gamma \ln M + \theta_a Dv_a + \theta_b Dv_b + \theta_c Dv_c + \mu Dk + u$$

Dv:分類ダミー  
Dk:異常値ダミー(CK>100 のとき、=1 CK≤100 のとき、=0)

このモデルは「金融業」における生産関数の推計に用いた。金融業には「その他金融業」と「銀行」、「証券」、「保険」が含まれるため、まずそれらを分類するダミー変数として、分類ダミーを設定した。また、稼働率×実質資本ストックで表される資本に異常値ダミーを設定し、外れ値を考慮した上での分析を可能にした。

なお、この項で使用した産業分類と産業番号の対応関係は補論に示す。

2. 分析結果

1. 分析手法にて設定したモデルを用いて、企業レベルの LP 法で生産関数のパネル推定を行った。推定の際には、各説明変数の係数が有意水準 5%の下で有意となることと<sup>12</sup>、Wald 検

<sup>12</sup> 金融業のみ一部の係数は有意水準を 10%とした。

定により、規模に関する収穫一定の仮説が有意水準 5%のもとで棄却されないことをデータの採用条件とした。以下が推定結果をまとめたものである<sup>13</sup>。

### 1. 製造業（使用モデル:1）

	係数	P> z
LnCK	0.3385184	0.000
LnL	0.4104996	0.000

Wald test of constant returns to scale: Chi2 = 1.88 (p = 0.1704)

### 2. 非製造業（使用モデル:2）

	係数	P> z
LnC	0.9131295	0.001
LnK	0.2327087	0.000
LnL	0.4083363	0.000

Wald test of constant returns to scale: Chi2 = 0.32 (p = 0.5730)

### 3. 金融業（使用モデル:3）

	係数	P> z
LnCK	0.2064154	0.075
LnL	0.3713589	0.002

Wald test of constant returns to scale: Chi2 = 1.21 (p = 0.2722)

### 3. TFP 上昇率の算出

上記のパネル推定により、3 分類における生産関数の資本分配率(=α)と労働分配率(=β)が得られた。これを各分類に属する企業ごとに当てはめ、そこに各企業の付加価値額、中間投入、資本、労働投入を代入することで、ソロー残差として各企業の TFP が算出されることになる。LP 法の一環として、Stata 上で生産性を計算するコマンド<sup>14</sup>が存在するため、これを使用して算出した。

次に、こうして算出された各年度の TFP を基に企業ごとの TFP 上昇率を計算する。ここで将来のシミュレーションを行うにあたって、保守的な経済見通しに基づき、過度に上昇率が高い、あるいは小さい値は好ましくないという考えのもと、各年の変化率の絶対値を取り、その最小値を将来推計に用いるとした。この際、2 年間連続で TFP が算出されていない企業については、年平均成長率<sup>15</sup>を用いて算出した。これにあたっての留意事項として、分析した年度は 2009～2013 年度であるが、Stata 上で対数をとって分析している都合上、ある年度に実質付加価値額 (=Y) がマイナスとなっている赤字企業の TFP は算出していない。そこで我々は TFP 上昇率算出の際、有効な TFP が算出されている年度が最低でも 3 年度間（2009～2011 など）離れていることを条件とした。2 年度間しか離れていない場合、その年度のみの特別な事情が反映されてしまいやすく、データとしての信憑性が失われると考えたためである。

この結果、各企業の TFP 上昇率を算出することができた。以降の分析では、本節にて推定された生産関数、TFP 上昇率を用いるものとする。

<sup>13</sup> モデルによってそれぞれダミー変数を導入しているが、その結果は紙面の都合上割愛した。

<sup>14</sup> 田中鮎夢(2010)「補論：opreg と levpet の使い方」『企業レベルの生産性の測定：全要素生産性指標および生産関数の推定』より

<sup>15</sup> TFP 上昇率 =  $\left(\frac{X \text{ 年度の TFP}}{Y \text{ 年度の TFP}}\right)^{\frac{1}{X-Y}} - 1$

### 第3節 投資関数の推定

本節では成長率の推定に必要な投資関数の推定、引いてはそれに必要な 2009 年度から 2013 年度の「投資率」、「Tax-adjusted Q」、「キャッシュ・フロー」の計測を行う<sup>16</sup>。本節の構成は以下の通りである。はじめに、「投資率」「Tax-adjusted Q」「キャッシュ・フロー」の測定方法について述べる。次に、投資関数の推定手法と推定結果について述べる。

#### 1. 投資率, Tax-adjusted Q, キャッシュ・フローの測定

ここでは投資関数の推定で必要になる「投資率」「Tax-adjusted Q」「キャッシュ・フロー」を算出する。算出の際に使用するモデルについては本間・跡田・林・秦 (1984)、上村・前川 (2000)、上村(2004)を参照する<sup>17</sup>。

##### i. 投資率

投資率は(3-3-1)式を用いて算出した。

$$\frac{I_t}{K_{t-1}} = \frac{(p_{It}K_t - p_{It-1}K_{t-1})}{p_{It-1}K_{t-1}} \quad (3-3-1)$$

$p_{It}K_t$  : 資本ストック評価額

「資本ストック評価額」は「名目資本ストック」とした

##### ii. Tax-Adjusted Q

Tax-Adjusted Q の算出には本間・跡田・林・秦(1984)を基本としつつ、上村・前川(2000)の前提条件を考慮し、(3-3-2)式を用いた。

$$Q_t = \frac{\left\{ \frac{V_t - A_t - (1 - b_t - z_t)}{K_t} \right\}}{(1 - \tau)} \times \frac{p_{It}}{p_t} \quad (3-3-2)$$

$V_t$  : 企業価値<sup>18</sup>

$A_t$  : 過去の投資に関する減価償却費の法人税等負担額の節約分の割引現在価値

$b_t$  : 外部負債比率

$z_t$  : 1 単位の投資が生み出す将来の減価償却の割引価値

$\tau$  : 法人実効税率

$p_{It}$  : 資本財価格

$p_t$  : 生産財価格

<sup>16</sup>分析で使用了した企業の財務データは、第 2 節と同様に「日経 NEEDS」の一般企業財務データベースから収集し、分析対象は 2009 年度から 2013 年度までの 5 年間とした。企業については第 2 節で分析対象とした一般事業会社 3423 社、銀行 114 行、証券会社 26 社、保険会社 18 社から投資関数の推定に必要なデータが揃っていないものを除いた一般事業会社 3326 社、銀行 114 行、証券会社 25 社、保険会社 18 社を分析対象とした。

<sup>17</sup>ただし、一部の項目は日経 NEEDS のデータ上と名前が異なる場合や、相当する項目が存在しない場合が存在したので適宜置き換えたものを使用する。

<sup>18</sup>企業価値は「株式資本」に等しいとした。

次に、(3-3-2)式に含まれる項目について述べる。算出方法については主に上村・前川(2000)、上村(2004)を参照した。

A) 過去の投資に関する減価償却費の法人税等負担額の節約分の割引現在価値

過去の投資に関する減価償却費の法人税等負担額の節約分の割引現在価値は(3-3-3)式を用いて算出した。

$$A_t = \sum_{s=0}^{\infty} (1 + \rho)^{-t} \tau \sum_{s=-\infty}^0 D_{t,s} p_{Is} I_s \quad (3-3-3)$$

$\rho$  : 株主の時間選考率

$\sum_{s=-\infty}^0 D_{t,s} p_{Is} I_s$  : 当期の減価償却費

株主の時間選好率は上村・前川(2000)と同じく名目利子率と等しいと仮定した。名目利子率には、日本銀行『経済統計年報』の全国銀行貸出約定金利を用いた。

まず、残存率  $a$  と平均耐用年数  $N$  の情報が必要である。

減価償却方法については定率法を採用し、残存率  $a$  は 0.1 と想定し、法定減価償却率  $d$  を(3-3-4)式で資産別に計算する。

$$d_j = 1 - a^{1/N} \quad (3-3-4)$$

平均耐用年数についてまず上村・前川(2000)にある建物構築物、機械装置、その他償却資産の 3 資産の平均耐用年数のデータを使用した。そして、資産分類を「(建物)」、「(構築物)」を建物構築物、「(機械及び装置)」を機械装置、「(船舶・車両・運搬具)」、「(工具・器具及び備品)」をその他償却資産とし、資産分類別の平均耐用年数を加重平均することで 3 資産の平均耐用年数を計算した。

当期のデータから「償却対象有形固定資産」、前期のデータから「有形固定資産減価償却累計額」を得る。<sup>19</sup>

前者から後者を差し引いた額に対して、法定減価償却率  $d$  を乗じることで、 $t$  期の原価償却額  $D_{t,s} p_{Is} I_s$  を計算する。 $t+1$  期の減価償却額は、所得原価から  $t$  期の減価償却累計額を差し引いた額に  $d$  を乗じ、 $t$  期の減価償却額に加算することで  $t+1$  期の減価償却累計額が得られる。この作業を減価償却累計額が所得原価の 90%を超えるまで行い、90%を超える  $t+x$  期の減価償却費は所得原価の 90%と  $t+x-1$  期の減価償却累計額との差額とする。

B) 外部負債比率

外部負債比率の算出には(3-3-5)式を用いた。

$$b = \frac{B}{B+V} \quad (3-3-5)$$

B : 負債の市場価値

<sup>19</sup> 「償却対象有形固定資産」は当期の「償却対象有形固定資産」+当期の「減価償却累計額・減損損失累計額控除前(うち有形固定資産分)」-当期の「減損損失累計額(うち有形固定資産分)」とし、「有形固定資産減価償却累計額」は前期の「減価償却累計額・減損損失累計額控除前(うち有形固定資産分)」-前期の「減損損失累計額(うち有形固定資産分)」とした。

負債の市場価値は以下の式を用いて算出した。

負債の市場価値＝負債と割引手形の市場価値－受取手形割引高<sup>20</sup>

負債と割引手形の市場価値＝(支払利息・割引料＋社債利息)÷加重平均金利<sup>21,22</sup>

(ア) 製造業・非製造業・その他金融業

加重平均金利＝短期金利×([1]+[2]+[11])÷([1]から[11]までの合計)+長期金利×([3]から[11]までの合計)÷([1]から[11]までの合計)<sup>23,24</sup>

(イ) 銀行・証券・保険

加重平均金利＝短期金利×「短期負債<sup>25</sup>」÷「長短期負債」＋長期金利×「長期負債」÷「長短期負債」となる。

C) 1単位の投資が生み出す将来の減価償却の割引価値

1単位の投資が生み出す将来の減価償却の割引価値は(3-3-6)式を用いて算出した。

$$z_t = \sum_{t=0}^{\infty} (1 + \rho)^{-t} D_{t,0} \quad (3-3-6)$$

$D_{t,0}$ : 0 期に所得した資産に対する t 期の法定減価償却表

<sup>20</sup>金融業では「受取手形割引高」は存在しないため無視する。

<sup>21</sup>「支払利息・割引料」と「社債利息」の合計は「支払利息・割引料」「社債利息」「コマーシャルペーパー利息」の合計とした。

<sup>22</sup>「支払利息・割引料」と「社債利息」の合計は

銀行では「資金調達費用[累計]」、証券では「【金融費用】信用取引支払利息・品借料」と「【金融費用】支払利息」の合計とし、保険では「支払利息[累計]」とした。

<sup>23</sup> [1]「短期借入金」

[2]「関係会社短期借入金」

[3]「1年以内返済長期借入金」

[4]「1年以内関係会社長期借入金」

[5]「1年以内償還の社債」

[6]「普通社債」

[7]「転換社債」

[8]「新株引受権付社債」、

[9]「長期借入金」

[10]「関係会社長期借入金」

[11]「受取手形割引高」

<sup>24</sup>短期金利、長期金利には日本銀行『経済統計年報』の貸出約定平均金利を用いた。

<sup>25</sup>銀行での「長期負債」は「債券」「債券貸借取引受入担保金」「特定取引負債」「社債」「転換社債」「(借入商品債券)」「(借入特定取引有価証券)」「(借入有価証券)」「(売付商品債券)」「(売付債券)」「(金融派生商品)」「(債券貸付取引担保金)」の合計とし、「短期負債」は「預金」「譲渡性預金」「コールマネー及び売渡手形」「売現先勘定」「コマーシャルペーパー」「借入金」「外国為替」の合計とした。証券での「長期負債」は「商品有価証券等」「(1年以内返済の借入金)」「(1年以内償還社債)」「長期借入金」「長期借入有価証券」「社債・新株引受権付社債」「転換社債」の合計とし、「短期負債」は「デリバティブ取引/デリバティブ負債」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」「預り金」「短期借入金有価証券)」「(短期借入金)」「(コマーシャルペーパー)」「(海外譲渡性預金)」の合計とした。保険での「長期負債」は「社債・新株引受権付社債」「借入有価証券」「売付債券」「金融派生商品」の合計とし、「短期負債」は「借入金」「コマーシャルペーパー」の合計とした。「長短期負債」は「短期負債」と「長期負債」の平均である。

t 期において 1 単位の投資を行ったとき、t 期には法定償却率 d だけの減価償却費  $D_t$  が計上され、d が減価償却累計額となる。t+1 期には  $(1-d) \times d$  が減価償却費となり、 $d+(1-d) \times d$  が減価償却累計額となる。t+2 期には  $(1-d) \cdot (1-d) \times d$  が減価償却費となり、 $d+(1-d) \times d+(1-d) \cdot (1-d) \times d$  が減価償却累計額となる。以上の作業を減価償却累計額が 0.9 を超えるまで行い、0.9 を超える t+y 期の減価償却費は 0.9 と t+y-1 期の減価償却累計額との差額となる。(3-3-6)式に従い、z は  $\rho$  で t から t+y 期までの減価償却費  $D_t$  を現在価値に直した合計として計算した。

#### D) 法人実効税率

法人実効税率は(3-3-7)式を用いて算出した。

$$\tau = (u + v) \frac{1+\rho}{1+\rho+v} \quad (3-3-7)$$

u : 広義の法人税率

v : 事業税率<sup>26</sup>

広義の法人税率は(3-3-8)式を用いて算出した。

$$u = u_N(1 + u_L) \quad (3-3-8)$$

$u_N$  : 国税の法人税率<sup>27</sup>

$u_L$  : 都道府県と市町村を合わせた住民税法人税割の税率<sup>28</sup>

#### E) 資本財価格

資本財価格は以下の式を用いて算出した。

$$\text{資本財価格} = \text{名目資本ストック} + \text{実質資本ストック}$$

#### F) 生産財価格

「生産財価格」は第 2 節で用いた「産業付加価値デフレーター」とした。

#### iii. 「キャッシュ・フロー」

キャッシュ・フローは以下の式を用いて算出した。

$$\text{キャッシュ・フロー} = \text{税引前当期利益}^{29} + \text{減価償却実施額} - \text{広義の法人税率} \times \text{税引前当期利益} - \text{事業税率} \times \text{前期の税引前当期利益}$$

減価償却実施額は以下の 2 式を「建物」「構築物」「機械及び装置」「船舶・車両・運搬具」「工具・器具及び備品」で行い、資産ごとの減価償却実施額を算出しその合計とした。

<sup>26</sup>事業税率は現行制度に基づき、資本金 1 億円超の企業では 9.6%、資本金 1 億円以下の企業では 7.68%とした。

<sup>27</sup>国税の法人税率は現行制度に基づき、2008 年度から 2011 年度を 30%、2012 年度から 2013 年度を 25.5%とした。

<sup>28</sup>都道府県と市町村を合わせた住民税法人税割の税率は現行制度に基づき、4.41%とした。

<sup>29</sup>税引前当期利益は「税金等調整前当期利益 [累計]」とした。

減価償却実施額=減価償却・除却費累計額－前年度の減価償却・除却費累計額

減価償却・除却費累計額

=当該資産残高÷償却対象有形固定資産×{減価償却累計額・減損損失累計額控除前(うち有形固定資産分)+減損損失累計額(うち有形固定資産分)}

### 3. 産業別の投資関数の推定

ここでは上村(2004)等に則り、産業別に投資関数の推定を行う。本節で推定する投資関数は以下の2つのタイプを想定する。分析手法は固定効果モデル又は変量効果モデルを用いた。

・タイプ1

$$\frac{I_t}{K_{t-1}} = \alpha_2 + \beta_2 Q_t + \gamma \frac{CF_t}{K_{t-1}}$$

・タイプ2

$$\frac{I_t}{K_{t-1}} = \alpha_2 + \beta_2 Q_t$$

・タイプ3

$$\frac{I_t}{K_{t-1}} = \alpha_2 + \gamma \frac{CF_t}{K_{t-1}}$$

分析結果は次の通りである<sup>30</sup>。

産業名	Q (P> t )	CF/K (P> t )	分析手法	タイプ	α	β	γ
農林水産業	0.027 **	無し	固定効果モデル	2	0.1180162	-0.0084391	無し
鉱業	0.506	0.033 **	変量効果モデル	1	0.1179317	-0.0012275	0.1496114
食料品	無し	0.003 ***	変量効果モデル	3	0.0599575	無し	0.1384056
繊維工業	無し	0.029 **	固定効果モデル	3	0.7079785	無し	0.1506906
パルプ・紙	0.487	0.000 ***	変量効果モデル	1	0.4590406	-0.0077866	0.1023227
化学&石油・石炭製品	無し	0.000 ***	固定効果モデル	3	0.1543694	無し	0.0271012
窯業・土木製	0.453	0.084 *	変量効果モデル	1	0.0149029	0.0547071	1.351898

<sup>30</sup> \* : 10%有意水準 \*\* : 5%有意水準 \*\*\* : 1%有意水準

品							
一次金属	0.128	0.035 **	変量効果 モデル	1	0.1608712	-0.0000406	0.0004852
金属製品	0.000 ***	0.000 ***	固定効果 モデル	1	-0.2137857	0.0111146	0.1483185
一般機械	無し	0.000 ***	固定効果 モデル	3	0.9269058	無し	1.256356
電気機械	0.723	0.000 ***	変量効果 モデル	1	0.7436548	-0.0002404	0.016427
輸送用機械	0.114	0.001 ***	固定効果 モデル	1	0.0324045	-0.0303869	0.3291146
精密機械	0.000 ***	無し	固定効果 モデル	2	0.0709333	-0.0008456	無し
その他製造業	0.000 ***	無し	固定効果 モデル	2	0.0343802	-0.0001355	無し
建設業	0.26	0.010 ***	固定効果 モデル	1	0.0932302	-0.0059304	0.0664938
電気・ガス・水道業	0.042 **	0.822	固定効果 モデル	1	-2.539298	0.4250974	0.1024687
卸売・小売業	0.467	0.000 ***	変量効果 モデル	1	0.3879404	0.0000121	0.0002937
金融保険	0.020 **	0.225	固定効果 モデル	1	-0.0592748	0.0000144	0.0052794
不動産業	0.000 ***	無し	固定効果 モデル	2	10.78262	-0.0000414	無し
運輸業	0.000 ***	無し	固定効果 モデル	2	0.35165	-0.0001141	無し
情報通信業	0.229	0.000 ***	変量効果 モデル	1	0.4741798	-0.000332	0.0058405
サービス業	0.084 *	無し	固定効果 モデル	2	0.270472	-0.0002453	無し

分析結果について、農林水産業、その他製造業、不動産業、運輸業、サービス業を除く産業で Tax-adjusted Q またはキャッシュ・フローが有意で且つ投資率に対して正の相関が観察された。

農林水産業、その他製造業、不動産業、運輸業、サービス業では、Tax-adjusted Q が投資率に対して負の相関が観察された。これは、想定した符号ではないが、鈴木(2001)や外木・中村・浅子(2010)などの研究によると、トービンの Q が投資率に対して非線形な関係がある場合には、線形の関係を前提とした Tax-adjusted Q の係数が理論の想定する値にならない可能性が示唆される。本稿での結果は、こうした影響が観察された可能性がある。

## 第4章 成長率と法人税収のシミュレーション分析

### 第1節 分析の方針

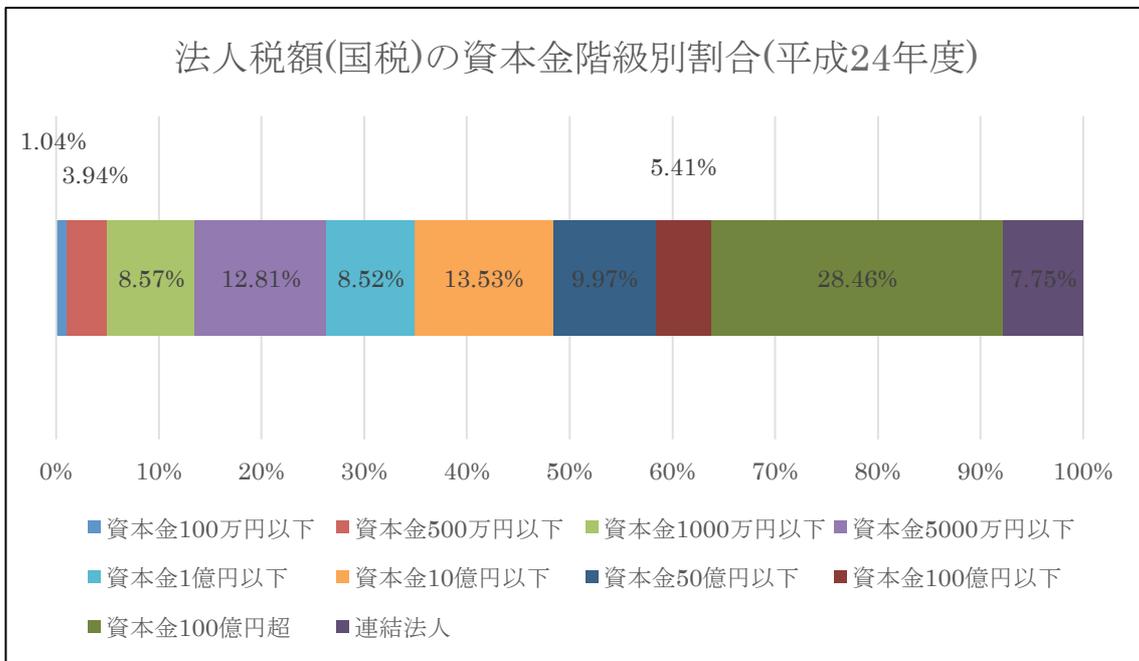
はじめに、本稿の分析で使用するデータについて留意点を述べる。

法人数で見ると、全法人（252.6 万社）のうち資本金 1 億円以下の法人(中小企業)は 250.3 万社 (99.09%)で、資本金 1 億円超の法人(大企業)は 1%である。本稿第 3 章の第 2 節において整理したデータでは、大企業と中小企業の比率は 3425:27 となっているが、本稿ではこのデータを使用して分析を進める。

成長率の分析において、大企業数は国内企業全体の 1%であるが付加価値では全体の 45%程を生み出しているため、本稿で扱うデータ内での成長率の上昇は、日本経済全体の成長率向上に十分貢献するといえる。

また、図 4-1 より、税収面でも法人税収の 65%は大企業が占めていると分かる。

図表 4-1



(出典) 税制調査会(法人課税 DG②)〔課税ベースの拡大等〕より筆者作成

以上の理由により、本稿で使用するデータは中小企業の標本が少なくなっているが、法人税改革の分析の対象としては十分に意味のあるものだとはいえる。

次に、シミュレーションを行う上での方針について説明する。法人減税が産業の活性化に資するものであることを証明し、産業活性化の影響を考慮した上で財政健全化の観点から効果的な課税ベース拡大案を探るのが本章の目的である。

まず第 2 節において、成長率のシミュレーションを行う。このシミュレーションにおいて、法人減税を行わなかった場合の成長率と、減税を行った場合の成長率を比較し、法人減税が産業活性化に与える影響を分析する。次に第 3 節において、3 つの課税ベース案を用いて上記の法人減税実行後の法人税収をシミュレーションする。

## 第2節 成長率のシミュレーション

本稿では、マイクロシミュレーションという手法を用いて、課税ベース改革案を分析し、企業行動への影響を考察する。まず、狭義の意味でのマイクロシミュレーションでは、改革の最初のインパクトを静的に捉える。具体的には、「改革を行った初年度は、税率や課税ベースの計算方法のみが変わることで各企業からの税収額が異なる」という前提で、生じる税額の変化を分析する<sup>31</sup>。税制改革後の効果については、推定した生産関数と投資関数によって捉えられる企業行動に基づき、設備投資や資本ストックなどの変化を動的に分析して、法人税改革の中期的な経済効果をみる<sup>32</sup>。

まずは、静的な分析にあたり、法人実効税率を 1%引き下げるには 4973 億円の代替財源が必要であるとの前提を採用する<sup>33</sup>。したがって、もし法人実効税率を引き下げずに課税ベースを拡大すればいくら増税となるかということが重要となり、その仮想的な増税額に対応して、4,973 億円の代替財源をもって法人実効税率を 1%引き下げられるものと捉える。

次に、法人税改革の効果について動的な分析を行う。2015 年度以降に、以下で述べる課税ベース拡大策が講じられ、法人実効税率が引き下げられたとする。これを受けて、まず 2015 年度において、各企業の tax-adjusted Q とキャッシュ・フローが変化することで、投資関数に基づいて各企業の資本ストックが変化し、成長会計の式に基づき各企業の付加価値が変化する。この変化が 2016 年度以降も継続されることになる。この各企業の付加価値の各年度における変化を各年度における GDP の変化と捉えて実質経済成長率の変化を考察する。

他方、法人税（法人住民税、事業税を含む。以下同様）の収入は、資本ストックが変化することから、生産量（売上高）や支払利子等が変化するため、課税ベースが変化しなくても課税所得が変化する。さらに、課税ベースが変化すればそれに伴う変化も加わる。こうした変化を受けて各年度における各企業の法人税の納税額が変化する<sup>34</sup>。

<sup>31</sup>実際に、我が国の税制改正における意思決定過程では「初年度の増減収見込み額」として、この前提に基づく計算と類似したものが利用されている。よって、この前提は現実的であるといえる。

<sup>32</sup>法人税改革の中期的な経済効果を分析する際には、先に述べた静的な分析では十分に分析できない効果があるためである。

<sup>33</sup>ただし、この金額が平年度の増減収見込み額と一致しない可能性があるが、ここでの分析はそうした政府の意思決定が行われると仮定して分析を続ける。

<sup>34</sup>ただ、法人税収の変化はここでの分析対象となる企業から得られる税収と分析対象外となる企業等から得られる税収とに分けて影響を捉えるため、ここで検討する法人税改革の具体策が分析対象外の企業等に与える影響を分析することは困難である。そこで、分析対象外の企業等に与える法人税改革の効果は、個々の企業には好影響と悪影響がそれぞれ異なった大きさで及ぶが、マクロ経済的には好影響と悪影響が完全に相殺されると仮定する。つまり、分析対象となる企業に絞って法人税改革の効果を考察する。

## 第1項 現行税率下での成長率シミュレーション

ここでは、前章までに推定した

$$\frac{\Delta Y}{Y} = \frac{\Delta A}{A} + \frac{\alpha_1 \Delta K}{K} + \frac{\beta_1 \Delta L}{L}$$

$$\frac{I_t}{K_{t-1}} = \alpha_2 + \beta_2 Q_t + \theta \frac{CF_t}{K_{t-1}}$$

の2式を用いて、2020年までの成長率 $\Delta Y/Y$ の推計を行うこととする。

なお、推計に当たっては、労働の変化率 $\Delta L/L=0$ とし、 $\Delta A/A$ は2009年から2013年までの変化率、 $\alpha_1$ 、 $\beta_1$ 、 $\alpha_2$ 、 $\beta_2$ 、 $\theta$ 及び $CF$ は2013年の値が2020年まで適用されると仮定する。また、投資の伸び率 $\Delta K/K$ は

$$K_{t+1} = K_t(1 - \delta) + I_t$$

を変形した

$$\frac{\Delta K}{K} = \frac{I}{K} - \delta$$

の式を利用して推計することとする。（ただし $\delta$ は資本減耗率とする）

手順としては、まず日経 needs より作成したパネルデータから $K_{2013}$ 、 $I_{2013}$ 、 $Q_{2013}$ 、 $CK_{2013}$ を求める。次に③式から $K_{2014}$ を算出し、その値を(3-3-2)式に代入して $Q_{2014}$ を求める。最後に②式に $K_{2013}$ 、 $K_{2014}$ 、 $Q_{2014}$ を代入することで $I_{2014}$ を求める。なお、 $CF_t$ を求める式の変数には法人実効税率が含まれるが、本項のシミュレーションでは税率を現行のものと定めているため、

$$CF_{2013} = CF_{2014}$$

とする。

以上の手順により算出された $K_{2014}$ 、 $I_{2014}$ 、 $Q_{2014}$ 、 $CF_{2014}$ を用いて2015年の推計を行う。以降、この手順を繰り返すことで $K_{2020}$ 、 $I_{2020}$ 、 $Q_{2020}$ 、 $CF_{2020}$ を推計して2020年までの各年の成長率 $\Delta Y/Y$ 、及び $Y_{2020}$ を算出した。

なお、今回は投資関数・生産関数の双方を推計できた企業のみを分析対象とした。

分析結果は、以下の通りである。

### ① 製造業(全1467社)

Y <sub>2013</sub> とY <sub>2020</sub> との比較	該当数
Y <sub>2013</sub> > Y <sub>2020</sub> (マイナス成長)	632社

Y <sub>2013</sub> < Y <sub>2020</sub> (プラス成長)	835 社
---	-------

## ② 非製造業(全 1800 社)

Y <sub>2013</sub> と Y <sub>2020</sub> との比較	該当数
Y <sub>2013</sub> > Y <sub>2020</sub> (マイナス成長)	407 社
Y <sub>2013</sub> < Y <sub>2020</sub> (プラス成長)	1393 社

## ③ 全金融業(全 185 社)

Y <sub>2013</sub> と Y <sub>2020</sub> との比較	該当数
Y <sub>2013</sub> > Y <sub>2020</sub> (マイナス成長)	73 社
Y <sub>2013</sub> < Y <sub>2020</sub> (プラス成長)	112 社

## 第2項 法人減税下での成長率シミュレーション

ここからは現行よりも法人実効税率を引き下げること、成長率にどのような影響が及ぼされるかをシミュレーションしていく。

今回は、政府の法人実効税率引き下げ目標が 20%台であることを考慮し、国税の法人税率  $U_N$  を 20.5% として成長率のシミュレーション<sup>35</sup>を行うこととする。

分析結果は、以下の通りである。

## ① 製造業(全 1467 社)

Y <sub>2013</sub> と Y <sub>2020</sub> との比較	該当数 (現行法人税制下との差)
Y <sub>2013</sub> > Y <sub>2020</sub> (マイナス成長)	627 社 (▲5)
Y <sub>2013</sub> < Y <sub>2020</sub> (プラス成長)	840 社 (5)

## ② 非製造業(全 1800 社)

Y <sub>2013</sub> と Y <sub>2020</sub> との比較	該当数 (現行法人税制下との差)
Y <sub>2013</sub> > Y <sub>2020</sub> (マイナス成長)	399 社 (▲8)
Y <sub>2013</sub> < Y <sub>2020</sub> (プラス成長)	1401 社 (8)

## ③ 全金融業(全 185 社)

Y <sub>2013</sub> と Y <sub>2020</sub> との比較	該当数 (現行法人税制下との差)
Y <sub>2013</sub> > Y <sub>2020</sub> (マイナス成長)	74 社 (1)
Y <sub>2013</sub> < Y <sub>2020</sub> (プラス成長)	111 社 (▲1)

法人税率の引き下げによってプラス成長となる企業が製造業では 5 社、非製造業では 8 社増加した一方で、全金融業では 1 社減少するという結果となった。

以上のシミュレーションにおいて、法人減税が各個別企業に与えた影響をまとめると以下の通りである。産業別の詳細な結果については、補論 B にて示す。

	製造業	非製造業	全金融業
税率引き下げにより 成長率上昇	963 社	1289 社	120 社

<sup>35</sup>第 1 項との相違点として、 $CF_{2014}$  の値が税率引き下げの影響を受けることで、 $CF_{2013}$  と  $CF_{2014}$  の値が変わる点に留意する必要がある。

税率引き下げにより 成長率低下	504 社	511 社	65 社
1 社あたりの成長率 増減	9.3987%	3.3005%	▲0.0137%

減税により製造業・非製造業・全金融業の全てで、成長率が上昇する企業の方が多く結果となった。その一方で、1 社あたりの成長率は製造業・非製造業で上昇したものの、全金融業では低下した。

## 第3節 法人税収と課税ベースの分析

前節の分析において、全金融業では日経 NEEDS におけるデータ欠損が多く、シミュレーションに耐えられるサンプル数が限られた。これを受け、今回の法人税収と課税ベース拡大のシミュレーションにおいては全金融業を対象から外し、製造業と非製造業のみを対象として行うこととする。

### 第1項 課税ベース拡大パッケージ

本項では、法人税収シミュレーションに用いる課税ベース拡大のための政策パッケージについて述べる。法人税率、外形標準課税、欠損金の繰越控除制度、研究開発税制、法人住民税均等割の 5 つの観点から改革案を検討する<sup>36</sup>。具体的な改革案は以下の通りである。

<sup>36</sup> 本稿では減価償却制度の改定と受取配当金の益金不算入については分析対象から外す。減価償却制度の改定は、償却時期を遅らせることによって、企業が実際に償却費を計上するタイミングが変わるものであり、実質的な減税効果を持つものではない。本稿では課税ベースの拡大と減税の最適なバランスを探ることを目的としているため、直接的な減税効果を持たない減価償却については考慮しない。また、株式の持ち合いは、大企業同士で行われていることが多く、中小企業による株式投資は大企業のそれと比べて少ないため、受取配当金も必然的に大企業より少なくなる。よって、この制度は中小企業より大企業に影響を与えるため、本稿では考慮しない。

図表 4-2

	現行制度	拡大案①	拡大案②	拡大案③
	35% (実効税率)	国税 $u_L$ を 20.5%に		
外形標準課税	資本金 1 億円超  所得割 7.2% 付加価値割 0.48% 資本割 0.2%	資本金 1 億円超  所得割 4.8% 付加価値割 0.96% 資本割 0.4%		資本金 1 億円超  所得割 3.6% 付加価値割 1.2% 資本割 0.5%
欠損金の繰越控除	8 割、9 年	6 割、12 年		
租税特別措置 研究開発税制 (総額型)	研究開発費総額の 8~10%  本稿では 10% を採用	研究開発費総額の 6~8%  本稿では 6%を 採用	全廃	
租税特別措置 研究開発税制 (増加型)	研究開発費の増加額の 5~30%  本稿では 30% を採用	研究開発費の増加額の 5~60%  本稿では 60% を採用		
法人住民税の均等割	1 社あたりの負担額 7~380 万円	1 社あたりの負担額  現行の約 1.948 倍		

## 1. 法人税率

本稿では、法人実効税率を 20%台まで下げることがを想定し、国税の税率 $u_L$ を現行の 25.5%から 20.5%に引き下げてシミュレーションを行った。この場合、(3-3-7)式と(3-3-8)式より実効税率は 29.62%となる。

## 2. 外形標準課税

経済産業省は外形標準課税の課税対象を法人事業税の 4 分の 1 から半分まで広げると 6000 億円の増収になると試算している。本稿ではこれに倣い課税対象を半分まで高め、資本金 1 億円超の企業で所得割を 4.8%に、付加価値割を 0.96%に、資本割を 0.4%とする案を検討した。課税対象をさらに広げる案として、資本金 1 億円超の企業で所得割 3.6%、付加価値割 1.2%、資本割 0.5%とする案もシミュレーションした。

### 3. 欠損金繰越控除

政府は、2015 年度から数年間で控除の上限を課税所得の 6 割まで下げる方針を決定した。同時に、経済界は繰越期間を 12 年間に変更することを求めている<sup>37</sup>。本稿ではこれらに則り、控除割合を 6 割、繰越期間を 12 年とする案をシミュレーションした。

### 4. 研究開発税制

租税特別措置の 1 つに、研究開発税制<sup>38</sup>があり、租税特別措置による減収額約 1 兆円のうち 3,954 億円を占めている。

研究開発税制の控除制度には総額型と増加型の 2 種類がある。前者は研究開発費総額にかかる控除制度で、現行制度では研究開発費総額の 8~10%を控除額としている。後者は当該年度の研究開発費が過去 3 年間の平均より増加した場合の控除制度である。現行制度では、研究開発費の増加額の 5~30%を控除額としている。

政府は 2015 年度の税制改正において、研究開発費を増やした企業への減税を手厚くする一方、増やさない場合の減税額は小さくする方向で議論を進めており、2015 年度に始める法人実効税率引き下げの財源に充てることを視野に入れている。具体案として総額型の控除率を 6%~8%に、増加型の控除率の上限を 60%に変更することを検討している。

本稿では現行制度として総額型 10%、増加型 30%を採用し試算する。改革案としては政府の具体案に対応させた案として総額型 6%、増加型 60%を採用した案と、研究開発税制を全廃する案の 2 種類でシミュレーションした。

### 5. 法人住民税の均等割

政府は今般の法人税改革の一環として、法人住民税均等割を引き上げる方針を固めている。2014 年度の法人住民税均等割の税収は、総務省「平成 26 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」によると、都道府県分 1337 億円、市町村分 3910 億円の計 5247 億円である。前述の通り、法人住民税均等割を 4973 億円分増税すると、法人実効税率を 1%引き下げる財源が得られると考えられる。2014 年度の税収見込み額が 5247 億円であるから、法人実効税率を 1%引き下げるには、目下の法人住民税均等割を約 1.948 倍 ( $(5247+4973) \div 5247$ ) すればよい。そこで、本稿では 2015 年度以降すべての資本金階級、従業員階級で一律に法人住民税均等割を 1.948 倍し、法人実効税率を 1%引き下げた場合の代替財源とする案でシミュレーションした。

以上の 5 つの視点から、本稿では図表 4-2 の改革案①~③の 3 つの改革案でシミュレーションを行う。

<sup>37</sup> 日本経済新聞「法人税率 2%下げ財源メド、赤字繰越控除、黒字 6 割に縮小、来年度から数年で、期間は延長へ」2014 年 8 月 30 日付朝刊 より

<sup>38</sup> 研究開発税制とは、所得の計算上損金の額に算入される研究開発費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、研究開発費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度である。これは、民間企業の研究開発投資を維持・拡大することで、イノベーションの加速を通じた日本の成長力・国際競争力を強化することを目的としたものである。

## 第2項 分析手法・分析結果

本稿では上村(2000)のモデルを用いて法人税改革のマイクロシミュレーションを行った。本項では分析の具体的な手法について説明する。

### I. 2013 年度の事業税負担額

当該年度の事業税負担額を求めるには、前年度の金額が必要となる。したがって、2014 年度の事業税負担額を算出するために、2013 年度の負担額を算出した。

#### A) 事業税所得割

本稿では上村(2000)のモデルを用いて  $t$  期の事業税負担額  $T_{L_t}$  を求めた。

$$T_{L_t} = v(\Pi_t - T_{L_{t-1}})$$

$t$  期の事業税負担額を控除する前の企業所得（単年度損益） $\Pi_t$  は以下の式で定義する。

$$\Pi_t = p_t Y_t - w_t L_t - DEP_t - (H_t - H_{t-1})$$

本稿では日経 NEEDS より 2009 年度から 2013 年度の 5 年間の企業財務データを収集した。したがって初年度にあたる 2009 年度については前年度と同額であったと仮定し、以下の式を用いて算出した。

$$T_{L_t} = v\Pi_t / (1 + v)$$

上式を用いて 2009 年度から 2013 年度の事業税所得割の負担額を算出した。事業税率  $v$  は、現行制度に倣い資本金 1 億円超の企業は 7.2%、資本金 1 億円以下の企業は 9.6%とした。

#### B) 事業税付加価値割

資本金 1 億円超の企業に対しては外形標準課税が適用される。付加価値割額は日経 NEEDS の 2013 年度財務データを用い、 $t = 2013$  として以下の式から算出した。

$$\text{付加価値割額} = \text{税率} \times (\text{人件費} \cdot \text{福利厚生費} + \text{賃貸料} - \text{賃貸料収入} + \text{支払利息} - \text{受取利息} + \Pi_t)$$

ただし、雇用安定控除を考慮すると、

人件費・福利厚生費

$$> (\text{人件費} \cdot \text{福利厚生費} + \text{賃貸料} - \text{賃貸料収入} + \text{支払利息} - \text{受取利息}) \times 0.7$$

の場合、上式の右辺を①とおくと、

$$\text{人件費} \cdot \text{福利厚生費} - \text{①} = \text{②}$$

より②の金額を控除できる。この場合、次式のように付加価値割額を算出した。

付加価値割額 = 税率

$$\times (\text{人件費} \cdot \text{福利厚生費} + \text{賃貸料} - \text{賃貸料収入} + \text{支払利息} - \text{受取利息} - \text{②} + \Pi_t)$$

また、現行制度に倣い税率を 0.48%として、2013 年度の事業税付加価値割負担額を算出した。

### C) 事業税資本割

資本金 1 億円超の企業に対しては外形標準課税が適用される。資本割負担額は日経 NEEDS の 2013 年度財務データを用いて(4-3-5)式から算出した。

$$\text{資本割負担金額} = \text{資本金額} \times \text{税率} \quad (4-3-5)$$

ただし、現行制度に倣い税率は 0.2%として 2013 年度の事業税資本割負担額を算出した。

## II. 2014 年度の分析

### A) 事業税負担額（所得割）

本稿では事業税負担額（所得割）の算出には以下の式を用い、 $t = 2014$ として 2014 年度の事業税負担額（所得割）を算出した。

$$\begin{aligned} \text{事業税負担額（所得割）}_t = & v \{ p_t A K_{t-1}^\alpha + L_t^\beta - \text{人件費}_t - iB_{t-1} - \\ & \text{事業税負担額（所得割+付加価値割+資本割）}_{t-1} \} \end{aligned} \quad (4-3-1)$$

A : 第 3 章第 2 節で推定された生産関数における A

また、本稿では上式において以下の仮定の下で算出を行った。

$$L_{2014} = L_{2013}$$

$$\text{人件費}_{2014} = \text{人件費}_{2013}$$

$$P_{2014} = P_{2013}$$

$$DEP_{2014} = \delta K_{2013}$$

$$iB_{2013} = ibP_1 K_{2013} = i_{2012} b_{2012} P_{1_{2012}} K_{2012} \frac{K_{2013}}{K_{2012}}$$

$$H_{2013} = h_{2012} P_{1_{2013}} K_{2013} = h_{2012} P_{1_{2012}} K_{2012} \frac{K_{2013}}{K_{2012}} = H_{2012} \frac{K_{2013}}{K_{2012}}$$

$$H_{2014} = h_{2012} P_{1_{2013}} K_{2014} = H_{2013} \frac{K_{2014}}{K_{2013}}$$

$\delta$  : 産業別減価償却率

資本金 1 億円超の企業については、I の B)・C)と同様に付加価値割・資本割の負担額を算出した。

### B) 2014 年度の欠損金の繰越控除

本稿では 2013 年度末の税法上適用できる繰越欠損金である「税法上の繰越欠損金<sub>2013</sub>」とし、欠損金の繰越控除適用額は  $t = 2014$ として、以下の式を用いて算出した。

欠損金の繰越控除適用額  $t = \min$  [税法上の繰越欠損金  $t_{-1}$ ,  $\{\Pi_t - \text{事業税負担額 (所得割+付加価値割+資本割)}\}_{t-1} \times \text{控除割合}$ ] (4-3-2)

ただし、控除割合は、資本金 1 億円超は 0.8、資本金 1 億円以下は 1 とする。  
また、

$$\text{税法上の繰越欠損金}_{2013} \leq 0$$

または

$$\Pi_{2014} - \text{事業税負担額 (所得割+付加価値割+資本割)}_{2013} \leq 0$$

の場合、

$$\text{欠損金の繰越控除適用額}_{2014} = 0$$

とする。

これらを用いて、税法上の繰越欠損金<sub>2014</sub> を以下の式において  $t = 2014$  として算出した。

$$\text{税法上の繰越欠損金}_t = \text{税法上の繰越欠損金}_{t-1} - \text{欠損金の繰越控除適用額}_t \quad (4-3-3)$$

#### C) 研究開発税制

総額型の控除額は以下の式から算出した。

$$\text{研究開発費総額型控除額}_t = \text{研究開発費}_t \times \text{税率} \quad (4-3-4)$$

また、研究開発費が過去 3 年間の平均より増加した場合は増加型が適用される。この場合、以下の式から増加型の控除額を算出した。

$$\text{研究開発費増加型控除額}_t = (\text{研究開発費}_t - \frac{\text{研究開発費}_t + \text{研究開発費}_{t-1} + \text{研究開発費}_{t-2}}{3}) \times \text{税率} \quad (4-3-5)$$

2014 年度の控除額は、2012 年度~2014 年度の研究開発費が 2011 年度~2013 年度と同額であるとして算出した。税率は総額型 10%、増加型 30%とした。

#### D) 2014 年度の法人税・法人事業税・事業税 (所得割) 負担額

本稿では以下の式を用い、 $t = 2014$  として 2014 年度の法人税・法人事業税・事業税 (所得割) 負担額を算出した。

$$T_N + \text{事業税負担額}_t = (u+v) \{ \Pi_t - \text{事業税負担額 (所得割+付加価値割+資本割)}_{t-1} - \text{欠損金繰越控除適用額}_t \} - kP_t I_t + \text{法人住民税均等割}_t - \text{研究開発の租税特別措置 (税額控除)}_t \quad (4-3-6)$$

ただし、本稿では投資税額控除率  $k=0$  とした。

### III. 2015 年度以降の分析

2015 年度から法人税改革を実施するとしてシミュレーションを行う。

A) 2015 年度の事業税負担額（所得割）

本稿では(4-3-1)式を用い、 $t = 2015$ として 2015 年度の事業税負担額（所得割）を算出した。その際、事業税負担額（所得割+付加価値割+資本割） $_{2014}$  は II で求めた負担額を用いた。

また、本稿では上式において以下の仮定の下で算出した。

$$\begin{aligned} L_t &= L_{t-1} (= L_{2013}) \\ \text{人件費}_t &= \text{人件費}_{t-1} (= \text{人件費}_{2013}) \\ p_t &= p_{t-1} (= p_{2013}) \\ \text{DEP}_t &= \delta K_{t-1} \\ iB_{t-1} &= ibP_t K_{t-1} = i_{2013} b_{2013} P_{t-1} K_{t-2} \frac{K_{t-1}}{K_{t-2}} \\ H_t &= h_{2013} P_{t-1} K_t = H_{t-1} \frac{K_t}{K_{t-1}} \end{aligned}$$

さらに、資本金 1 億円超の企業については、I. の B)・C)と同様に付加価値割・資本割の負担額を算出した。

B) 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除適用額は(4-3-2)式において $t = 2015$ として算出した。

また、

$$\begin{aligned} \text{税法上の繰越欠損金}_{t-1} &\leq 0 \\ \text{または} \\ \Pi_t - \text{事業税負担額(所得割+付加価値割+資本割)}_{t-1} &\leq 0 \end{aligned}$$

の場合、

$$\text{欠損金の繰越控除適用額}_{t-1} = 0$$

とする。

これらを用いて、税法上の繰越欠損金 $_{2015}$ を $t = 2015$ として(4-3-3)式を用いて算出した。

C) 研究開発税制

控除額は、総額型は(4-3-4)式、増加型は(4-3-5)式において $t = 2015$ として算出した。ただし研究開発費は以下のように定めた。

$$\begin{aligned} \text{研究開発費}_t &= \text{研究開発費}_{2013} \\ \text{研究開発費}_{t-1} &= \text{研究開発費}_{2012} \\ \text{研究開発費}_{t-2} &= \text{研究開発費}_{2011} \end{aligned}$$

税率は各改革案の値を用いて計算した。

## D) 2015年度の法人税・法人事業税・事業税（所得割）負担額

本稿では(4-3-6)式において $t = 2015$ として2015年度の法人税・法人事業税・事業税（所得割）負担額を算出した。ただし、本稿では投資税額控除率 $k=0$ とした。

以上、 $t = 2015$ としてA)からD)までの計算で2015年度の法人税収を推計する。 $t = 2016, t = 2017 \dots$ と $t$ を変化させ、A)からD)までの計算を繰り返すことで、2020年度における法人税収のシミュレーションを行う。

以下がシミュレーションの結果である。2020年度における現行制度の下での法人税収に対する改革後の法人税収の割合は以下の通りである。

	改革案①	改革案②	改革案③
$\frac{\text{改革後の法人税収}}{\text{現行制度での法人税収}}$	0.875253485	0.875318457	0.877448324

さらに、改革案①と②、改革案②と③が税収に与える効果を比較し、以下の表にまとめた。

改革案②税収/改革案①税収	1.000074232
改革案③税収/改革案②税収	1.002433248

以上の結果を踏まえて、次章で具体的な政策を提言する。

## 第5章 政策提言

諸外国で国際的な租税競争が激しさを増す中、日本の立地競争力の低迷、ひいては経済の縮小への危機感が高まっている。人口減少社会へと向かっていく日本において、安定成長を維持していくことは不可欠である。産業の活性化を促して経済成長へつなげるには、民間投資を喚起する必要がある。わが国の法人実効税率は高く、企業の法人税負担が大きいのが現状である。法人実効税率の引き下げは企業の負担軽減を通じて設備投資を促し、成長率の向上につながると思われる。日本政府はこれを背景に、「経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針）」において、法人税率の引き下げを閣議決定した。

しかし、第 1 章で述べたように、政府の法人税改革の議論において、具体的な課税ベースに言及した税制パッケージに関しては十分に示されていない。しかし、法人実効税率を引き下げることが閣議決定された今、我が国の財政を健全に保つためには税収の減収分を補うことが出来る課税ベースの拡大は不可欠であるといえる。本稿では、産業活性化における法人実効税率引き下げの必要性ならびに産業活性化の影響を考慮した上での効果的な課税ベース拡大の方向性を政策提言とする。

### 第1節 産業活性化のための法人減税

前章までのシミュレーションにより、生産性と投資の双方から法人税減税による企業レベルの成長率の変化を推計することができた。企業ごとに増減幅の差が観測されたものの、今回の分析対象企業においては、成長率が増加した企業の方が多かった。また、全体の平均をとっても、製造業・非製造業ともに成長率の上昇が観測された。以上より、法人実効税率の引き下げは産業活性化に貢献するといえるので、法人実効税率の引き下げを本稿での政策提言の 1 つとする。生産性と投資の双方からの分析により、企業の内部留保等による法人実効税率引き下げの影響を縮小する可能性を排除した上で法人実効税率引き下げの必要性を提言できた点は注目に値すべきポイントである。

### 第2節 効果的な課税ベース拡大の方向性

本節では、前章までのシミュレーションを基に、最も効果的な課税ベース拡大の方向性を提言していくこととする。第 3 章で推計した生産関数・投資関数を用いて推定した企業別成長率を基に算出した企業別の課税所得額に対して、第 4 章冒頭で示した課税ベース拡大案を適用した結果は以下の通りである。

	改革案①	改革案②	改革案③
改革後の法人税収 現行制度での法人税収	0.875253485	0.875318457	0.877448324

次に、以上の結果から算出した、課税ベース拡大案①から②、及び②から③への税収の伸び率は以下の通りである。

改革案②税収/改革案①税収	1.000074232
改革案③税収/改革案②税収	1.002433248

以上より、案①から案②へのベース拡大よりも、案②から案③への拡大の方が法人税収に与える効果が大きいことが分かる。よって、今後の課税ベース拡大の方向としては、外形標準課税の適用拡大が望ましいといえる。法人実効税率引き下げによる産業活性化の影響を考慮した上で効果的な課税ベース拡大の方向性を示した点は本稿の独自性といえる。

### 第3節 今後の課題

今回の分析では、2020年度の成長率算出において、法人実効税率引き下げによって見込まれるTFPの上昇は考慮されていない。TFP算出に使われる税率関連の要素が変化するため、TFPも変化することが予想されるが、本稿ではTFPの上昇率を固定値として分析した。実際に法人税率がTFPに与える影響は、課税ベースの拡大によって企業毎に異なり、本稿ではそれを含めた分析には至らなかった。よって、今後はその点についての考察も求められる。

また、本稿では、国内企業のみを分析対象として、法人税率引き下げと課税ベース拡大が企業の成長率に与える影響を分析した。しかし、法人税率を引き下げるとは、日本の立地競争力を向上させ、外国企業の参入を促す効果もあると期待されている。実際に、法人税率引き下げを行ったシンガポール、香港、イギリス、ドイツなどでは、その国に拠点を置く海外の企業が増え、経済の活性化に繋がっているといえる。今回、安倍政権が「骨太の方針」で法人税引き下げを閣議決定したのも、日本の国際競争力を向上させるという目的のためであり、ゆえに、これが産業活性化に与える効果は無視できないものと言える。しかし、本稿では国内企業を対象として分析を行ったため、この部分まで追究するには至らなかった。外国企業参入による経済効果や、同時に考え得るデメリットなどについては、今後も議論の余地があるだろう。

# 補論

---

## A 生産関数の推定に用いた産業分類

第3章第2節で使用した産業分類と産業番号の対応は、以下の表に従った。

産業名(製造業)	産業番号
食料品	3
繊維工業	4
パルプ・紙	5
化学&石油・石炭製品	6
窯業・土木製品	7
一次金属	8
金属製品	9
一般機械	10
電気機械	11
輸送用機械	12
精密機械	13
その他製造業	14

産業名(非製造業)	産業番号
農林水産業	1
鉱業	2
建設業	15
電気・ガス・水道業	16
卸売・小売業	17
不動産業	19
運輸業	20
情報通信業	21
サービス業	22

産業名(金融業)	産業番号
金融保険	18

## B 産業別の成長率シミュレーション結果

第4章第2節第2項におけるシミュレーション結果は以下のとおりである。

### ①製造業(全 1467 社)

産業番号	産業	標本数	税率引下げ後 Y/税率引下げ前 Y
3	食料品	126	0.99882572
4	繊維鉱業	50	1.008545094
5	パルプ・紙	22	2.743033898
6	化学&石油・石炭製品	265	0.996297858
7	窯業・土木製品	65	0.881972605
8	一次金属	78	0.999938013
9	金属製品	91	0.123297573
10	一般機械	228	1.018401724
11	電気機械	261	1.003624901
12	輸送用機械	98	1.00809465
13	精密機械	48	1.210758554
14	その他製造業	135	0.994826444

### ②非製造業(全 1800 社)

産業番号	産業	標本数	税率引下げ後 Y/税率引下げ前 Y
1	農林水産業	8	1.297556397
2	鉱業	7	4.475411799
15	建設業	172	1.152615652
16	電気・ガス・水道業	4	1.048638921
17	卸売業・小売業	593	1.319262218
19	不動産業	96	1.008004783
20	運輸業	177	1.003560069
21	情報通信業	57	1.124488301
22	サービス業	686	0.875997102

### ③全金融業(全 185 社)

産業番号	産業	標本数	税率引下げ後 Y/税率引下げ前 Y
18	金融保険	185	0.986378412

# 先行研究・参考文献・データ出典

## 《参考文献》

- 内閣府(2014)「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」。
- 政府税制調査会法人課税ディスカッショングループ(2014)「議事録」
- 加藤慶一(2010)「企業の法人税等負担の計測手法と国際比較」,『レファレンス』平成 22 年 10 月号,pp113-126,国立国会図書館調査及び立法考査局
- 渡辺智之・近藤賢治(2002)「第 2 章 地方税制の国際比較」,『地方財政システムの国際比較』,pp21-60,財務省財務総合政策研究所
- 沖あすか(2004)「地方税の国際比較～三位一体の改革の税源移譲に向けての留意点～」,『みずほ政策インサイト』2004 年 11 月 26 日発行,みずほ総合研究所
- 伊田賢司(2013)「法人課税の現状と課題 —安倍政権下の法人税減税—」,『立法と調査』第 346 号,pp.95-109,参議院事務局企画調整室。
- 立岡健二郎(2014)「租税特別措置の実態と分析 —法人税関連租特による減収額は国・地方で最大 1.2 兆円—」,『JRI レビュー』第 4 巻第 14 号,pp.73-91
- 松浦寿幸・早川和伸・加藤雅俊(2008)「ミクロ・データによる生産性分析の研究動向—参入・退出、経済のグローバリゼーション・イノベーション・制度改革の影響を中心に」,RIETI Policy Discussion Paper Series 08-P-007
- 上村敏之・前川聡子(2000)「産業別の投資行動と法人所得税 —企業別財務データを利用した Tax-adjusted Q による実証分析—」,『日本経済研究』第 41 号,pp45-70,日本経済研究センター
- 上村敏之(2004)「法人所得税と産業別の企業投資：再検討—Tax-adjusted Q とキャッシュ・フロー—」『総合税制研究』第 12 号,pp.20-42
- 本間 正明・跡田 直澄・林 文夫・秦 邦昭(1984)「設備投資と企業税制」,『経済企画庁経済研究所研究シリーズ』第 41 号
- 岡野光洋(2012)「法人課税と資本コスト・設備投資」,『経済学論究』第 66 巻第 1 号,pp.89-107,関西学院大学
- 岩崎雄斗(2013)「対内直接投資の産業間スピルオーバー効果」,『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.13-J-9,日本銀行
- 日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査)」(略して日銀短観)にある生産・営業用設備過不足の回答に基づき、
- 鎌田康一郎・増田宗人(2001)「統計の計測誤差がわが国の GDP ギャップに与える影響」,『金融研究』第 20 巻, pp.123-170, 日本銀行金融研究所
- 森川正之(2014)『サービス産業の生産性分析—ミクロデータによる実証』,日本評論社
- 鈴木和志(2001)『設備投資と金融市場』,東京大学出版会
- 外木好美・中村純一・浅子和美(2010)「Multiple q による投資関数の推計」,『経済経営研究』, vol.31 no.2.
- 田中賢治(2006)「1990 年代不況下の設備投資と銀行貸出」,『経済経営研究』, vol.26 no.7.

《データ出典》

- 日本貿易振興機関 (JETRO) ホームページ「国・地域別情報」  
<http://www.jetro.go.jp/world/> (2014/10/3 閲覧)
- 東京都主税局ホームページ「法人事業税・法人住民税、外形標準課税に関する Q&A」  
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/gaikeiqa.html> (2014/10/4 閲覧)
- 総務省「法人事業税における外形標準課税について」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/news/030724\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/news/030724_1.html)(2014/10/5 閲覧)
- 財務省「税制調査会(法人課税 DG②) [課税ベースの拡大等]」  
[http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2013/\\_icsFiles/afieldfile/2014/03/31/25dis32kai4.pdf](http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2013/_icsFiles/afieldfile/2014/03/31/25dis32kai4.pdf) (2014/10/2 閲覧)
- 財務省「税制調査会(法人課税 DG④) [地方法人課税について、外形標準課税について、地方税の損金算入について]」  
[http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2014/\\_icsFiles/afieldfile/2014/04/24/26dis34kai3.pdf](http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/04/24/26dis34kai3.pdf) (2014/10/6 閲覧)
- 是枝俊悟(2014)「法人税率引き下げと代替財源の議論(1) 課税ベース拡大編—受取配当益金不算入、繰越控除の縮小も視野に」,  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140326\\_008365.pdf](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140326_008365.pdf) (2014/10/2 閲覧)
- 財務省「財務省説明資料 [法人課税の在り方]」  
[http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/zeicho/2013/\\_icsFiles/afieldfile/2013/12/02/25zen4kai51.pdf](http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/zeicho/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/12/02/25zen4kai51.pdf) (2014/10/2 閲覧)
- 財務省「税制調査会(法人課税 DG③) [租税特別措置・加速度償却]」  
[http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2014/\\_icsFiles/afieldfile/2014/04/12/26dis33kai3.pdf](http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/04/12/26dis33kai3.pdf) (2014/10/2 閲覧)
- 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/fy2013/houkoku01.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2013/houkoku01.pdf) (2014/10/28 閲覧)
- 財務省「業種別・資本金階級別適用件数及び適用額」  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/fy2013/houkoku02-1.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2013/houkoku02-1.pdf)  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/fy2013/houkoku02-2.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2013/houkoku02-2.pdf)  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/fy2013/houkoku02-3.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2013/houkoku02-3.pdf) (2014/10/28 閲覧)
- 財務省「国税・地方税の税目・内訳」  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/001.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/001.htm) (2014/11/02 閲覧)
- 田中鮎夢(2010)「第1回 企業レベルの生産性の測定：全要素生産性指標および生産関数の推定」『国際貿易と貿易政策研究メモ』  
<http://www.rieti.go.jp/users/tanaka-ayumu/serial/001.html> (2014/10/22 閲覧)
- 内閣府「付注 2-2 TFP の算出方法について」(2014/10/22 閲覧)  
[http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je13/h08\\_fchu0202.html](http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je13/h08_fchu0202.html)
- 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html> (2014/10/25 閲覧)
- 総務省統計局「労働力調査」  
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/> (2014/10/30 閲覧)
- 財務省「法人企業統計」  
<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/index.htm> (2014/10/30 閲覧)
- 財務省「参考資料 [法人課税関係]」

[http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2013/\\_icsFiles/afieldfile/2014/03/12/25dis31kai13.pdf](http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion3/2013/_icsFiles/afieldfile/2014/03/12/25dis31kai13.pdf) (2014/10/5 閲覧)

● 総務省「平成 26 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000273583.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000273583.pdf) (2014/10/25 閲覧)